

令和8年 第5回教育委員会 会議録

日 時	令和8年3月26日(木) 午後3時30分～午後4時20分
場 所	向日市役所 第10会議室
出席委員	山本教育長、松本委員、流石委員、中野委員、畠山委員
事務局	教育部長、教育部副部長兼学校教育課長、教育監兼総括指導主事、教育部主席課長兼文教課長、教育部主席課長兼生涯学習課長、生涯学習課スポーツ担当課長、学校教育課担当課長兼総括指導主事、学校教育課主幹、学校教育課主幹兼総括指導主事、文化資料館副館長兼総括指導主事、文化資料館主幹、図書館長、中央公民館長、文教課主席係長兼教育総務係長、文教課主任
議 題	議案第4号 向日市スポーツ推進委員の委嘱について 議案第5号 向日市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則について 議案第6号 令和8年度 向日市の教育について 委員会諸報告
傍 聴 者	なし
教育長	開会宣言
教育長	会議規則の規定により、第2回、第3回及び第4回会議録の承認について諮る。
委員	第2回の9ページ、器械体操の器は“うつわ”という漢字ではなく、機械の機という字だと思っただが。
事務局	確認して訂正する。
教育長	他にご異議ございませんか。 無いようなので会議録は承認された。 本日はまず、議案第4号「向日市スポーツ推進委員の委嘱について」を上程する。 この議案は人事に関することから、教育委員会会議規則第14条に基づき、秘密会にしたいと思うが、賛成の方は挙手願う。
教育長	(全員挙手) 全員挙手により秘密会とする。 (以下秘密会)

教育長	<p>議案第4号「向日市スポーツ推進委員の委嘱について」の採決を行う。</p> <p>(全員挙手)</p>
教育長	<p>議案第4号は承認された。</p> <p>秘密会を解く。</p> <p>(以上秘密会)</p>
教育長	<p>次に、議案第5号「向日市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則について」を上程する。</p>
事務局	<p>— 向日市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則について —</p> <p>本案は、教育長に対する事務委任規則第2条第2号の規定により、教育委員会の議決を求めるものである。</p> <p>改正内容としては、文教課教育総務係所管の幼稚園関係補助金に関する事務が、令和8年4月から市長部局に移管されるため、文教課教育総務係の事務分掌から、幼稚園関係補助金に関することを削除するものである。</p> <p>この改正は、令和8年4月1日から施行するものである。</p> <p>【質疑等】</p>
委員	<p>変更するということだが、これの要因、何か特別な理由があるのか、もう少し詳しく教えていただきたい。</p>
事務局	<p>2015年4月に始まった「子ども・子育て支援新制度」による財政支援の一つとして「施設型給付」が創設された。これは、市町村によって特定教育・保育施設と認められた施設に対して支払われる補助金であり、これまで市内の私立幼稚園はこの給付を受けていなかったが、令和8年度からは市内3つの私立幼稚園のうち、2つの園がこの給付を受ける予定となったことから、この「施設型給付」を担当する市長部局の子育て支援課に、補助金業務に関する窓口を一本化することが望ましいとのことから今回の変更となった。</p>
教育長	<p>議案第5号「向日市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則について」の採決を行う。</p> <p>(全員挙手)</p>

教育長	<p>議案第5号は承認された。</p> <p>次に、議案第6号「令和8年度向日市の教育について」を上程する。</p>
事務局	<p>— 令和8年度向日市の教育について —</p> <p>本案は、教育長に対する事務委任規則第2条第8号の規定により、教育委員会の議決を求めるものである。</p> <p>本案は、これまで2回ご審議いただいております、前回の審議で3点、ご指摘いただいた分を訂正した。</p> <p>1点目は、表紙の3段目にある写真の下の文字について大きさをそろえた。</p> <p>2点目、4ページの上の部分で黄緑色がかかっているところの黄緑色の幅を調整した。</p> <p>最後に同じ4ページの一番下の幼小連携の説明書きについて、前は、保育所・認定こども園と書いていたが、全国的に見てもまた、本市においても、保育園の名称が多いことから、括弧で園を追記した。</p> <p>【質疑等】</p>
委員	<p>10ページの上の向日市教育委員会のFAX番号が途中で切れているので、直された方がよい。</p>
事務局	<p>最後にもう一度、誤字脱字について確認する。</p>
教育長	<p>議案第6号「令和8年度向日市の教育について」採決する。</p> <p>(全員挙手)</p>
教育長	<p>議案第6号は承認された。</p> <p>次に、委員会諸報告として、「向日市議会令和8年第1回定例会一般質問答弁要旨及び総務文教常任委員会質疑について」報告願う。</p>
事務局	<p>— 向日市議会令和8年第1回定例会一般質問答弁要旨及び総務文教常任委員会質疑について —</p> <p>(資料に沿って概要を説明)</p> <p>【質疑等】</p>
委員	<p>6ページからの生理用品の質疑応答で、7ページにミモザカードの話が</p>

事務局	<p>出てくるが、利用状況について教えていただきたい。</p> <p>令和7年度の状況として、各校で1枚もしくは2枚程度の使用と聞いている。</p>
委員	<p>ここでも書かれているように、導入したものがその役割を十分に果たしているのかどうかの検証が必要と考える。</p> <p>実際に、言い出しにくい子が、我慢してしまうことがあったりするのが一番よくないことなので確認が必要と考える。</p>
委員	<p>4ページの部活動の地域移行の懇談会の再質問のところで、検討していることが伝わっていないと質問されているが、どういう方々にどう伝わっていないのか、不明確なところがあるが、せっかく検討しているので、周知していただき、特に当事者である子どもたちや保護者に、わかるように伝えるべきと思うので、そういう部分が不足しているのであれば、積極的に発信していくことが大事だと考える。</p>
事務局	<p>懇談会のまとめやアンケートの概要については、公表を了承のうえで、各学校とお世話になった委員に送付している。</p> <p>ただし、まだ途中の段階あり、それをもって最終的な結論ということではなく、懇談会のほうも、一旦のまとめをして、現在は休止をしているところである。</p> <p>今後、国や府の動向がはっきりしてきたところで、またご意見を伺う機会もあるかと考えていたため、あえて、市のホームページに掲載はしていなかったが、現在、市のホームページの方に掲載する準備を進めているところである。</p> <p>部活動については、確かに中学校の新生の保護者説明会で、質問を多くいただくと学校からは聞いている。</p> <p>議会で教育長から答弁したように、当面の間は学校部活動を継続するという方向で進んでいる。</p> <p>国や府からも方向は示されているが、財源や人の問題、指導者をどうしていくのかという一番大きな課題への支援が具体的に見えてこないという状況があるため、本市としても、状況を見ながら、今後の部活動のあり方について継続して検討していきたいと考えている。</p>
委員	<p>給食の無償化について、以前も市が、足りない分を補填されていて、それでもなお、無償化に当たっても足りない状況が起こっていて、やっぱり無償化は国がしっかりと保障をしないと、市の負担が増えるばかりになっていて、ここに書いてある中学校のことは、なかなか難しいのではないかなと思う。</p>

事務局	<p>国の制度施策の中で、その費用が潤沢であればいいが、市にもしわ寄せが来ることがあるので、非常に慎重な問題かと思う。</p> <p>また、無洗米についても書いてあったが、地産地消と踏まえて、その辺はコストの問題もあると思うが、どのように取り組めばいいのかなと思いながら読ませていただいた。</p> <p>小学校の給食費の無償化について、来年度の保護者の負担は無いということにしている。国からは月額5,200円しか出ないので、超える分については市が負担することになるため、国に金額を上げていただくように要望していきたいと考えている。</p> <p>中学校の無償化についても、国が責任を持ってやっていただきたいということで、要望を上げていきたいと考えている。</p> <p>無洗米については、設備や調理時間の効率性の問題から小学校では無洗米を使用しているところである。</p> <p>地元農家からも一部お米を購入しているが、無洗米ではないため小学校では使用できないが、地元産も可能な限り取り入れていくようにはしたいと考えているところである。</p>
教育長	<p>次に、「国登録有形文化財向日庵（旧寿岳家住宅）買上事業について」報告願う。</p>
事務局	<p>— 国登録有形文化財向日庵（旧寿岳家住宅）買上事業について —</p> <p>（資料に沿って概要を説明）</p> <p>【質疑なし】</p>
教育長	<p>次に、「埋蔵文化財発掘調査現地説明会の開催について」報告願う。</p>
事務局	<p>— 埋蔵文化財発掘調査現地説明会の開催について —</p> <p>（資料に沿って概要を説明）</p> <p>【質疑なし】</p>
教育長	<p>閉会宣言</p>

令和8年第5回教育委員会

令和8年3月26日（木）

午後3時30分から

向日市役所 第10会議室

1 開 会

2 会議録の承認について

3 議 案

議案第4号 向日市スポーツ推進委員の委嘱について

議案第5号 向日市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則について

議案第6号 令和8年度 向日市の教育について

委員会諸報告

- ・向日市議会令和8年第1回定例会一般質問答弁要旨及び総務文教常任委員会質疑について
- ・国登録有形文化財向日庵（旧寿岳家住宅）買上事業について
- ・埋蔵文化財発掘調査現地説明会の開催について

4 閉 会

向日市教育委員会議案第4号

向日市スポーツ推進委員の委嘱について

向日市スポーツ推進委員の委嘱について、教育長に対する事務委任規則（昭和31年教育委員会規則第4号）第2条第8号の規定により、教育委員会の議決を求める。

令和8年3月26日提出

向日市教育委員会
教育長 山本 真也

向日市教育委員会議案第5号

向日市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則について

向日市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則について、教育長に対する事務委任規則（昭和31年教育委員会規則第4号）第2条第2号の規定により、教育委員会の議決を求める。

令和8年3月26日提出

向日市教育委員会
教育長 山本 真也

教育委員会規則第 号 向日市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則

〔教育部文教課〕

1 改正の趣旨

文教課教育総務係所管の幼稚園関係補助金に関する事務が、令和8年4月から市長部局に移管されるため、「向日市教育委員会事務局組織規則」の一部を改正するもの

2 改正の内容

文教課教育総務係の事務分掌から「幼稚園関係補助金に関すること」を削るもの

3 施行期日 令和8年4月1日

教育委員会規則第 号

向日市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則

向日市教育委員会事務局組織規則（昭和50年教育規則第2号）の一部を次のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改 正			現 行		
別表（第3条関係）			別表（第3条関係）		
課名	係名	事務分掌	課名	係名	事務分掌
略			略		
文教課	教育総務係	(1)～(10) 略	文教課	教育総務係	(1)～(10) 略
		(11)～(14) 略			(11)幼稚園関係補助金に関すること。 (12)～(15) 略
略			略		

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

(趣旨)

第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第17条第2項の規定に基づき、向日市教育委員会事務局(以下「事務局」という。)の組織について定めるものとする。

(組織)

第2条 事務局の名称を教育部とする。

2 教育部に次の課及び係を置く。

- 文教課
 - 教育総務係
 - 文化財係
- 生涯学習課
- 学校教育課
 - 学校教育係
 - 学校保健係
 - 指導係

(課及び係の事務)

第3条 前条第2項に規定する課及び係の分担事務は、別表のとおりとする。

(職名及び職務)

第4条 教育部に部長、副部長、教育監、参事、主席課長、課長、担当課長、主幹、総括指導主事、指導主事、人事主事、副課長、主席係長、係長、担当係長及び副係長を置く。ただし、副部長、教育監、参事、主席課長、担当課長、主幹、総括指導主事、指導主事、人事主事、副課長、主席係長、係長、担当係長又は副係長を置かないことがある。

- 2 部長は、教育長の命を受け、部の事務を統括し、職員を指揮監督する。
- 3 副部長は、部長を補佐し、部の事務を掌理し、職員を指揮監督する。
- 4 教育監は、上司の命を受け、重要な特定の事務を掌理する。
- 5 参事及び主席課長は、上司の命を受け、特定の事務を処理する。
- 6 課長は、上司の命を受け、課の事務を処理し、課員を指揮監督する。
- 7 担当課長及び主幹は、上司の命を受け、特定の事務を処理し、その事務に従事する職員を指揮監督する。
- 8 総括指導主事は、上司の命を受け、学校教育に関する専門的事項の指導に関する事務を処理し、指導主事を総括する。
- 9 指導主事は、上司の命を受け、学校教育に関する専門的事項の指導に関する事務を処理する。
- 10 人事主事は、上司の命を受け、府費負担教職員の人事、服務その他勤務条件に関する事務を処理する。
- 11 副課長は、課長を補佐する。
- 12 主席係長は、課長又は副課長を補佐し、上司の命を受け、特定の事務を処理する。
- 13 係長は、上司の命を受け、係の事務を処理する。
- 14 担当係長は、上司の命を受け、特定の事務を処理する。
- 15 副係長は、係長を補佐する。

(教育長の職務代行)

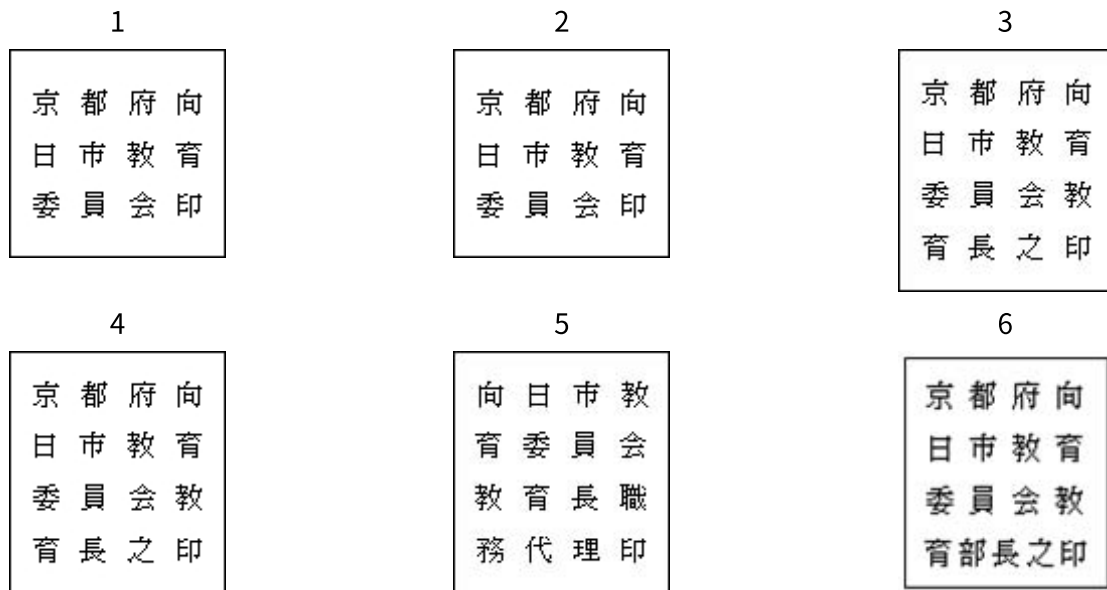
第5条 教育長に事故があるとき又は教育長が欠けたときは、あらかじめ教育長の指名する委員がその職務を行う。

(公印)

第6条 委員会、教育長、教育長職務代理及び部長の公印を次のように定める。

番号	公印名	形状	寸法	使用区分	公印管理者
1	京都府向日市教育委員会印	正方形	2.9cm×2.9cm	賞状・辞令用	文教課長
2	京都府向日市教育委員会印	正方形	2.1cm×2.1cm	一般文書用	文教課長
3	京都府向日市教育委員会教育長之印	正方形	2.9cm×2.9cm	賞状・辞令用	文教課長

4	京都府向日市教育委員会教育長之印	正方形	2.1cm×2.1cm	一般文書用	文教課長
5	向日市教育委員会教育長職務代理印	正方形	2.1cm×2.1cm	一般文書用	文教課長
6	京都府向日市教育委員会教育部長之印	正方形	1.8cm×1.8cm	一般文書用	文教課長



(印影の印刷)

第7条 公印は、特に必要があると認められるときには、証票等にその印影を原寸で又は縮小して印刷することができる。

2 公印の印影を印刷しようとするときは、公印印影印刷承認申請書(別記様式)により、教育長の承認を受けなければならない。

(電子計算機による公印)

第8条 電子計算組織を利用して証明又は通知の事務を行う場合は、教育長の承認を得て、電子計算機の制御の下にある印刷装置により打ち出された印影を公印として使用することができる。

(公印の告示)

第9条 教育長は、公印を新調、改刻又は廃止したときは、公印の種類、形状、寸法及び使用区分並びに使用の開始又は廃棄の期日を告示するものとする。

(委任)

第10条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、教育長が定める。

附 則

この規則は、昭和50年7月1日から施行する。

附 則(昭和54年3月26日教委規則第2号)

この規則は、昭和54年4月1日から施行する。

附 則(昭和54年12月28日教委規則第4号)

この規則は、昭和55年1月1日から施行する。

附 則(昭和55年5月1日教委規則第2号)

この規則は、昭和55年5月1日から施行する。

附 則(昭和56年6月30日教委規則第3号)

この規則は、昭和56年7月1日から施行する。

附 則(昭和57年3月20日教委規則第1号)

この規則は、昭和57年4月1日から施行する。

附 則(昭和57年5月1日教委規則第7号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和58年7月1日教委規則第3号)

この規則は、昭和58年7月1日から施行する。

附 則(昭和59年3月31日教委規則第4号)

この規則は、昭和59年4月1日から施行する。

附 則(昭和62年7月1日教委規則第1号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成元年3月31日教委規則第2号)

この規則は、平成元年4月1日から施行する。

附 則(平成3年6月28日教委規則第1号)

この規則は、平成3年7月1日から施行する。

附 則(平成5年6月3日教委規則第4号)

この規則は、平成5年7月1日から施行する。

附 則(平成5年9月29日教委規則第6号)

この規則は、平成5年10月1日から施行する。

附 則(平成7年3月30日教委規則第4号)

この規則は、平成7年4月1日から施行する。

附 則(平成7年6月29日教委規則第8号)

この規則は、平成7年7月1日から施行する。

附 則(平成8年3月28日教委規則第1号)

この規則は、平成8年4月1日から施行する。

附 則(平成9年3月27日教委規則第1号)

この規則は、平成9年4月1日から施行する。

附 則(平成10年3月26日教委規則第1号)

この規則は、平成10年4月1日から施行する。

附 則(平成11年3月31日教委規則第1号)

この規則は、平成11年4月1日から施行する。

附 則(平成12年3月30日教委規則第5号)

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則(平成12年12月26日教委規則第9号)

この規則は、平成13年1月1日から施行する。

附 則(平成13年3月30日教委規則第1号)

この規則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則(平成14年3月29日教委規則第6号)

この規則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則(平成16年6月30日教委規則第2号)

この規則は、平成16年7月1日から施行する。

附 則(平成18年3月31日教委規則第4号)

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成19年6月29日教委規則第4号)

この規則は、平成19年7月1日から施行する。

附 則(平成20年4月1日教委規則第1号)

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成22年4月27日教委規則第3号)

この規則は、平成22年5月1日から施行する。

附 則(平成23年12月27日教委規則第2号)抄

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
(経過措置)
- 2 この規則の施行の際現にスポーツ基本法(平成23年法律第78号)による改正前のスポーツ振興法(昭和36年法律第141号。以下「旧法」という。)第4条第3項の規定により策定されているスポーツの振興に関する計画は、第1条の規定による改正後の向日市教育委員会事務局組織規則別表生涯学習課の項第16号に規定する地方スポーツ推進計画とみなす。
- 3 この規則の施行の際現に旧法第19条の規定により委嘱されている体育指導委員は、この規則による改正後の向日市教育委員会事務局組織規則別表生涯学習課の項第20号、教育長に対する事務委任規則第2条第9号及び向日市スポーツ推進委員に関する規則第1条に規定するスポーツ推進委員とみなす。

附 則(平成26年4月1日教委規則第2号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成27年3月31日教委規則第1号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。
(経過措置)

2 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律(平成26年法律第76条)附則第2条第1項に規定する旧教育長が同項の規定により在職する場合においては、第1条の規定による改正後の向日市教育委員会会議規則、第2条の規定による改正後の向日市教育委員会会議傍聴人規則、第3条の規定による改正後の教育長に対する事務委任規則第2条第2項の規定、第4条の規定による改正後の向日市教育委員会公告式規則第2条第2項の規定並びに第5条の規定による改正後の向日市教育委員会事務局組織規則第5条及び第6条の規定は適用せず、第1条の規定による改正前の向日市教育委員会会議規則、第2条の規定による改正前の向日市教育委員会会議傍聴人規則、第3条の規定による改正前の教育長に対する事務委任規則第2条第7号の規定(教育長の免職に関する部分に限る。)、第4条の規定による改正前の向日市教育委員会公告式規則第2条第2項の規定並びに第5条の規定による改正前の向日市教育委員会事務局組織規則第5条及び第6条の規定は、なおその効力を有する。

附 則(平成27年8月20日教委規則第2号)

この規則は、平成27年8月20日から施行する。

附 則(平成28年4月1日教委規則第2号)

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(平成30年3月30日教委規則第1号)

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則(平成30年6月29日教委規則第2号)

この規則は、平成30年7月1日から施行する。

附 則(令和元年9月24日教委規則第1号)

この規則は、令和元年10月1日から施行する。

附 則(令和2年10月30日教委規則第3号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(令和4年11月1日教委規則第4号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(令和5年3月30日教委規則第3号)

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

附 則(令和5年9月29日教委規則第6号)

この規則は、令和5年10月1日から施行する。

附 則(令和6年3月28日教委規則第1号)

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

附 則(令和7年3月27日教委規則第2号)

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

別表(第3条関係)

課名	係名	事務分掌
文教課	教育総務係	(1) 教育委員会の会議に関する事。 (2) 総合教育会議(招集に関する事を除く。)に関する事。 (3) 教育委員会規則等の制定、改廃及び公布に関する事。 (4) 公印の保管に関する事。 (5) 文書の收受、発送及び整理保存に関する事。 (6) 儀式、表彰及び寄付受納に関する事。 (7) 職員の服務、任免その他人事に関する事。 (8) 関係機関との連絡調整に関する事。 (9) 教育行政の相談及び広報に関する事。 (10) 幼児教育に関する事。 (11) 幼稚園関係補助金に関する事。 (12) 学校施設の目的外使用に関する事。 (13) 学校施設の整備計画に関する事。 (14) 学校施設の軽微な維持管理に関する事。 (15) その他他の課に属さない事。

	文化財係	<ul style="list-style-type: none"> (1) 文化財保護に関すること。 (2) 土地開発に伴う埋蔵文化財発掘調査の届出に関すること。 (3) 埋蔵文化財の発掘調査に関すること。 (4) 公益財団法人向日市埋蔵文化財センターとの連絡調整に関すること。 (5) 文化財保護審議会に関すること。 (6) 文化財保護の総合調整に関すること。
生涯学習課		<ul style="list-style-type: none"> (1) 生涯学習の推進に関すること。 (2) 社会教育委員に関すること。 (3) 人権教育の推進に関すること。 (4) 家庭教育、成人教育、障がい者教育等に関すること。 (5) 社会教育施設の設置及び廃止に関すること。 (6) 社会教育施設に関すること。 (7) 社会教育関係団体の育成及び連絡調整に関すること。 (8) 社会教育に係る調査に関すること。 (9) 社会教育関係補助金に関すること。 (10) その他社会教育に関すること。 (11) 青少年教育の振興に関すること。 (12) 青少年の体験活動に関すること。 (13) 青少年健全育成団体に関すること。 (14) 留守家庭児童会の管理運営に関すること。 (15) その他青少年に関すること。 (16) 地方スポーツ推進計画に関すること。 (17) 生涯スポーツの推進に関すること。 (18) 体育祭典及びレクリエーション等に関すること。 (19) 社会体育施設の整備及び管理に関すること。 (20) スポーツ推進委員に関すること。 (21) 体育・スポーツ指導者の養成等に関すること。 (22) 競技水準の向上に関すること。 (23) 体育関係団体の指導及び補助金に関すること。 (24) 市民体育館の管理に関すること。 (25) その他スポーツ推進に関すること。
学校教育課	学校教育係	<ul style="list-style-type: none"> (1) 学校の設置及び廃止に関すること。 (2) 学校の組織編成に関すること。 (3) 通学区域に関すること。 (4) 就学、転学及び就学猶予、免除に関すること。 (5) 学校事務に係る調査統計に関すること。 (6) 教科書その他教材及び備品に関すること。 (7) 授業日の変更等に関すること。 (8) 府費負担教職員の服務、任免その他人事に関すること。 (9) 学校予算の執行管理に関すること。 (10) その他学校教育に関すること。 (11) 課の庶務に関すること。
	学校保健係	<ul style="list-style-type: none"> (1) 就学時健康診断に関すること。 (2) 学校災害保険等に関すること。 (3) 通学路に関すること。 (4) 就学援助に関すること。 (5) 保健及び健康診断に関すること。 (6) 学校嘱託医に関すること。 (7) 学校給食に関すること。

指導係	<ol style="list-style-type: none">(1) 教職員の研修に関する事。(2) 学校教育課程及び学習指導に関する事。(3) 学校教育に係る人権教育に関する事。(4) 特別支援教育に関する事。(5) 特別活動及び校外学習に関する事。(6) 生徒指導に関する事。(7) 学校教育に係る調査研究、教育相談に関する事。(8) その他学校教育の指導、連絡調整に関する事。
-----	---

[様式](#)

様式

公印印影印刷承認申請書

年 月 日

教育長 様

課 印

次のとおり公印の印影を印刷したいので、承認願います。

使用公印名	
印刷物名及び 印刷枚数	
理由	

向日市教育委員会議案第6号

令和8年度 向日市の教育について

令和8年度向日市の教育について、教育長に対する事務委任規則（昭和31年教育委員会規則第4号）第2条第8号の規定により、教育委員会の議決を求める。

令和8年3月26日提出

向日市教育委員会
教育長 山本 真也

令和8年度



向日市の教育



企業による出前講座



中学生部活動



夏休み親子歴史教室(和紙づくり)



地域学校協働活動(旭米収穫体験)



お茶でつながる国際交流



文化祭



台湾の中学生との英語による交流



ふるさと発見 土器どき DAY



幼児と小学生の交流

向日市教育委員会

令和8年度 指導の重点

新しい時代を拓く「自立・協働・人権尊重」の教育の推進

現代は将来の予測が困難な時代であり、社会や経済の先行きに対する不確実性はこれまでになく高まっている。その中で、個人と社会のウェルビーイング[※]を実現していくためには、社会の持続的な発展に向けて学び続ける人材の育成が必要とされている。

また、少子化・人口減少や高齢化、グローバル化の進展と国際的な地位の低下、地球規模の課題、子どもの貧困、格差の固定と再生産、地域間格差、社会のつながりの希薄さなどは、社会の課題として継続的に掲げられてきた。さらに、グローバル化やデジタルトランスフォーメーションは労働市場に変容をもたらしており、これからの時代の働き手に必要となる能力は変化している。AIやロボットによる代替が困難である、新しいものを創り出す創造力や他者と協働してチームで問題を解決するといった能力が今後も一層求められることが予想されている。人づくりを担う教育もまた、多様な価値観と多様な学びが広がる中で、学校の意義や学ぶことの意義を改めて問われるようになった。

こうした状況に対応するため、生涯にわたって主体的に学び続け、多様な他者と協働しながら、自らの人生を舵取りすることができる、民主的で持続可能な社会の作り手をはぐくむことが求められている。

本市においては、新しい時代にたくましく生き、ふるさと向日市から世界に羽ばたき、社会と地域の発展に貢献できる人間が育つ地域づくりを目指し、人権尊重を基盤として、時代の進展に対応した教育を進めているところである。また、市民が生涯にわたって、学習・文化・スポーツ活動が続けることができる総合的な環境の整備・充実に努めている。

向日市の教育は、学校教育と社会教育の連携・融合の視点を大切にし、「自立」と「協働」、「人権尊重」をキーワードとして市民の信託と期待に応える教育を推進することを目指すものである。

※ウェルビーイング 身体的・精神的・社会的によい状態にあること。生きがいや人生の意義など将来にわたる持続的な幸福を含む。

自立

一人一人が多様な個性・能力を伸ばし、充実した人生を主体的に切り開いていく。

協働

新たな価値を創造することを目指し、個人や社会の多様性を尊重し、それぞれの強みを生かして、ともに支え合い、高め合い、社会に参画する。

人権尊重

人権という普遍的文化を生活の中に根付かせるため、一人一人の尊厳と人権が尊重される社会の実現を目指し、豊かな人権感覚、人権を尊重する態度と実践力をはぐくむ。

向日市の特色を生かした教育活動

- ふるさと向日市への愛着と誇りをはぐくむ学習
(地域の歴史と文化を学ぶ機会の充実、生涯学習の振興)
- あいさつからはじまる豊かなコミュニケーション
(コミュニケーション能力の育成、地域社会との連携・協働)

学校教育指導の重点

現行の学習指導要領においては、これからの時代に必要となる資質・能力の育成と学習評価の充実を図り、生きて働く知識・技能の習得、未知の状況にも対応できる思考力・判断力・表現力等、学んだことを人生や社会に生かそうとする学びに向かう力・人間性等をバランスよく育成することとしている。

本市では、「第3次ふるさと向日市創生計画」や「第2期京都府教育振興プラン」、京都府教育委員会の「学校教育の重点」を踏まえ、本市教育委員会の「学校教育指導の重点」を策定し、学校教育活動の充実・発展に努めるとともに、重点課題を明確にし、その課題解決を図っている。

このため、よりよい学校教育を通じてよりよい社会を創るという目標を学校と地域社会が共有し、連携・協働しながら、未来の創り手となるために必要な資質・能力を育む「社会に開かれた教育課程の実現」※を図るとともに、子どもたち一人一人を大切に、誰一人取り残すことのない教育を推進する。

豊かな学びの創造と 確かな学力の育成	<ol style="list-style-type: none">1 基礎的な知識・技能の習得2 活用する力(思考力・判断力・表現力等)の育成3 主体的に学習に取り組む態度の育成
豊かな人間性の育成と 多様性の尊重	<ol style="list-style-type: none">1 人権教育の推進2 道徳教育の推進、体験活動や読書活動の充実3 障がいのある子どもの自立や社会参加を目指した特別支援教育の充実4 いじめや暴力行為の防止対策の充実5 不登校の子どもへのきめ細やかな支援の充実
健やかな身体の育成	<ol style="list-style-type: none">1 体力・運動能力の向上2 健康的な生活習慣の確立と健康課題への対応3 食育の推進
学びを支える安心・安全な 教育環境の充実	<ol style="list-style-type: none">1 安心・安全を守る学校危機管理の充実2 教職員の資質能力の向上3 教職員の働き方改革の推進4 魅力ある学校づくり
学校・家庭・地域の連携・協働 による学校の教育力の向上	<ol style="list-style-type: none">1 社会に開かれた教育課程の実現2 社会の担い手として生きる力をはぐくむ教育の推進

※「社会に開かれた教育課程の実現」

教育課程を通して、これからの時代に求められる教育を実現していくためには、よりよい学校教育を通してよりよい社会を創るという理念を学校と社会とが共有し、それぞれの学校において、必要な教育内容をどのように学び、どのような資質・能力を身に付けられるようにするのかを教育課程において明確にし、社会との連携及び協働によりその実現を図っていくこと。

豊かな学びの創造と確かな学力の育成

- 児童生徒が学ぶことの意義や楽しさを感じられる多様な学びの実現に努めるとともに、「主体的・対話的で深い学び」の視点に立った授業改善を行い、確かな学力※₁をはぐくむ教育を推進する。

※₁ 確かな学力

基礎的・基本的な知識・技能の確実な習得をはじめ、知識・技能を活用して課題を解決するために必要な思考力・判断力・表現力等や主体的に学習に取り組む意欲・態度を統合した力

1 基礎的な知識・技能の習得

2 活用する力(思考力・判断力・表現力等)の育成

3 主体的に学習に取り組む態度の育成

- (1) 「主体的・対話的で深い学び」を具現化した授業改善
- (2) ICT を効果的に活用した授業の実施
- (3) 小中の接続を重視した外国語教育の実施
- (4) 学力向上プログラムに基づく検証・改善サイクルの確立と学習指導の改善・充実
- (5) 個に応じた指導の充実による基礎学力の定着
- (6) 家庭との連携による発達段階に応じた学習習慣の確立
- (7) コミュニケーション能力や自尊心、社会性など非認知能力※₂の向上に向けた取組の充実
- (8) グローバル化に対応できる人材の育成
- (9) 地域の歴史や我が国の伝統・文化等を学ぶ機会の充実
- (10) ふるさと向日市への愛着と誇りをはぐくむ「ふるさと学習」の充実
- (11) 教育課程に芸術・文化活動を適切に位置付けて実施
- (12) 主体的な進路選択と希望進路実現のための進路指導の充実
- (13) 中学生英語スピーチ大会を学習成果の発表の機会と捉え、教育課程に位置づけた計画的な取組の推進

※₂ 非認知能力

コミュニケーション能力や自尊心、社会性など、数値で示すことが困難とされる力

特に配慮すべき事項

- (1) ・学ぶ意義や楽しさを感じられるよう配慮
・課題解決型の授業
- (2) ・1人1台端末を活用した「個別最適な学び」と「協働的な学び」の実施
・情報活用能力の育成
- (3) ・ALT(外国語指導助手)の積極的な活用
・小中や小小の連携強化による学習指導の充実
- (4) ・児童生徒の学力の客観的な状況把握
- (5) ・「子どものための京都市少人数教育」を踏まえた指導充実
- (6) ・授業とつなげる家庭学習の工夫(予習・復習)
- (9)(11) ・専門家等による指導や芸術作品の鑑賞等の機会の充実
- (10) ・ふるさとの伝統や文化を学び、発信することができる取組の推進
・地域人材の活用
・市内各施設・史跡等の活用
- (12) ・各高等学校の特色を踏まえた中高の一層の連携
- (13) ・英語検定チャレンジ事業を活用し、英語への関心や学習意欲の一層の向上

豊かな人間性の育成と多様性の尊重

- 一人一人の尊厳と人権が尊重され、個性の違いや多様性を認め合い、主体的に行動し、自らの能力を最大限に発揮することができる教育を推進する。
- 多様な考えや価値観に触れることを通じて、人を思いやり尊重する心を育てるとともに、自らの考えや思いを伝えながら感性や情緒、創造力や表現力をはぐくむ。
- すべての児童生徒が安心して通うことができ、楽しく過ごすことができる学校づくりに取り組む。

1 人権教育の推進

2 道徳教育の推進、体験活動や読書活動の充実

3 障がいのある子どもの自立や社会参加を目指した特別支援教育の充実

4 いじめや暴力行為の防止対策の充実

5 不登校の子どもへのきめ細やかな支援の充実

- (1) 「京都府人権教育・啓発推進計画(第2次)」及び「第2次向日市人権教育・啓発推進計画」を踏まえた人権教育の推進
- (2) 同和問題(部落差別)を人権問題の重要な柱として位置づけた体系的・計画的な人権学習の充実
- (3) 人権学習に関する公開授業の実施と家庭・地域社会への啓発
- (4) 道徳教育推進教師を中心とした、全教育活動における道徳教育のさらなる充実
- (5) 子どもの自立心や自律性、人を思いやり生命を大切にすることをはぐくむ授業の充実
- (6) 社会奉仕活動、自然体験活動などの体験活動の充実
- (7) 読書活動を通じた創造力・表現力等の育成
- (8) 読書活動を支える学校図書館機能の充実
- (9) 特別支援教育コーディネーターを中心とする校内体制の充実
- (10) 個別の指導計画に基づく学習指導の充実と個別の教育支援計画の活用
- (11) 授業のユニバーサルデザイン化など一人一人を大切にしたい指導の充実
- (12) 向日市いじめ防止基本方針に基づく組織的な対応による、いじめの未然防止・早期発見・早期対応の徹底
- (13) 組織的・計画的な生徒指導・教育相談の充実
- (14) 規範意識の醸成や異年齢交流活動など「自己有用感」をはぐくむ取組の充実
- (15) 不登校の児童生徒が自らの進路を主体的に捉えて、社会的に自立する支援の充実
- (16) 幼小連携[※]、小中の校種間連携の充実

※ 幼小連携

幼児教育と小学校教育との連携を指す。幼児教育の施設には、幼稚園・保育所(園)・認定こども園などが含まれる。

特に配慮すべき事項

- (1) 普遍的視点と個別的視点からのアプローチによる指導
- (2) 「部落差別の解消の推進に関する法律」等の法律を踏まえ、インターネット社会の中で多様化・複雑化する人権問題の解決に向けた人権学習の充実
- (4) 道徳教育推進体制の充実及び全体計画や年間指導計画、指導方法の工夫改善
 - ・『《道徳教育の進め方》京都式ハンドブック』等の活用
 - ・小中学校道徳実践交流会の充実
 - ・「考え、議論する道徳」への転換
- (8) 学校図書館支援員の活用
 - ・学校図書館ボランティア、公立図書館との連携
- (9) コーディネーター連絡会議の充実
 - ・教育相談員や支援員の積極的・効果的な活用
- (11) 特別な支援を要する児童生徒を含め、すべての児童生徒が「わかる・できる」授業づくり
 - ・地域人材やボランティアを活用した補充学習の充実
- (12) いじめの未然防止に向けた児童生徒の自尊心や社会性等をはぐくむ教育
- (13) 小中や小小の連携強化による生徒指導等の充実
 - ・外部関係機関との適切な連携
- (14) 非行防止教室、薬物乱用防止教室の実施
- (15) 教育相談事業等の効果的な活用(巡回・来所・電話相談、ひまわり広場(旧適応指導教室)、スクールソーシャルワーカー、心の相談サポーター、スクールカウンセラー等の配置)
- (16) 幼児教育と小学校教育の円滑な接続に向けた、幼児と児童の交流の機会や幼小指導者による合同の研究機会の充実
 - ・幼小連携による架け橋期カリキュラムの作成

健やかな身体の育成

- 生涯を通じて体育・スポーツ活動に親しむ能力と体力の向上を図る。
- 知育・徳育・体育の基礎となる食育の推進とともに、現代的な健康課題への理解を深める等、健やかな身体の育成を図る。

1 体力・運動能力の向上

2 健康的な生活習慣の確立と健康課題への対応

3 食育の推進

- (1) 体力・運動能力の向上に向けた、体力づくりの取組の充実
- (2) 『運動部活動指導ハンドブック』を活用した運動部活動の充実と指導方法の工夫改善
- (3) 中学校部活動の地域連携・地域展開に向けた検討
- (4) 外あそび等の奨励による子どもの心身の発達や社会性の育成
- (5) 家庭との連携による基本的な生活習慣の確立を図る取組の充実
- (6) 生涯を通じて心身の健康を適切に管理し、改善していくための教育の充実(喫煙・飲酒・薬物乱用防止、感染症対策、メンタルヘルス、性教育等)
- (7) 学校給食を通じた食に関する指導の充実による食育の推進
- (8) 地場産品の活用と地域の食文化を尊重する心の育成

※ 「スポーツごころ」

「感動」「楽しみ」「向上」「健康」「挑戦」「つながり」「公正」といった、人々が日々の中で「よしっ!」「さあ!」「やってみよう!」という前向きで積極的な心の有り様の総称

特に配慮すべき事項

- (1)・新体力テストの結果活用
・「京の子ども元気なからだスタンダード」等を活用した授業や取組の推進
・「スポーツごころ※」をはぐくむ教育の推進
- (2)・「向日市部活動指導方針」に基づく取組の推進
- (3)・中学校部活動の地域連携・地域展開に向けた部活動指導員の活用や市内のスポーツ団体等との協議
- (5)・「早寝・早起き・朝ごはん」の取組等の推進
- (6)・専門機関と連携し、系統的、総合的な指導
・「生命(いのち)のがん教育」の活用
- (7)(8)
・栄養教諭・栄養士による授業の充実
・小中学校9年間を見通した食育の推進

学びを支える安心・安全な教育環境の充実

- 自然災害や事故などの多様な危機から子どもを守り、いかなる事態においても子どもたちの学びを止めない危機管理体制を整備する。
- すべての子どもが将来に夢や希望をもって成長していけるように、学びと生活の支援が充実した居場所としての学校づくりに取り組む。
- 強い使命感と高い専門性を持つ教員の育成を図り、児童生徒が、明るくいいききと学ぶ魅力ある学校づくりを目指す。
- 子どもの豊かな成長を支える教職員の資質能力の向上を図る。

1 安心・安全を守る学校危機管理の充実

2 教職員の資質能力の向上

3 教職員の働き方改革の推進

4 魅力ある学校づくり

- (1) 災害時や新たな感染症の流行等の非常時においても、児童生徒が安心して学べる学習の保障
- (2) 危機対応能力（自ら判断し、自ら行動する力）を育成するための安全教育の充実
- (3) 交通安全指導の徹底（自転車の安全な利用、PTA・地域社会と連携した登下校の安全確保）
- (4) 防災、生活の安全等に関する安全管理の一層の徹底
- (5) 本市教育委員会指定研究制度等を活用した、特色ある教育活動の推進
- (6) 教職員の資質能力の向上に向けた、多様な教職員研修の充実
- (7) 教育の質の向上と子どもたちの豊かな成長を目指す「教職員の働き方改革」の推進

特に配慮すべき事項

- (1)・感染症対策の徹底
 - ・オンラインによる学習支援の充実
- (3)・自転車運転免許教室の実施など
- (4)・学校安全計画、危機管理マニュアル、学校防災計画の定期的な検証と改善
 - ・京都府安全教育の手引き『いのちを守る知恵をはぐくむために』を踏まえた安全教育の計画的な実施
- (6)・全教職員対象の研修会の実施
 - ・『教員等の資質能力の向上に向けて』を手掛かりに計画的かつ効果的な取組
 - ・『コンプライアンスハンドブック』の活用
 - ・人権教育に関する実践力・指導力の向上と人権意識の高揚を図る人権研修の実施
 - ・子ども未来づくり支援事業等の効果的な活用
- (7)・共同学校事務室業務の充実及び学校業務改善の推進
 - ・校務 DX の推進

学校・家庭・地域の連携・協働による 学校の教育力の向上

- 保護者や地域社会と連携・協働しながら、未来の創り手となる子どもの資質能力をはぐくむ「社会に開かれた教育課程」の実現を目指す。
- 次代の社会の担い手としての責任を自覚し、現代社会が抱える課題に関心をもって、主体的に社会参画できる資質と能力をはぐくむ。

1 社会に開かれた教育課程の実現

2 社会の担い手として生きる力をはぐくむ教育の推進

- (1) 学校評価の充実と学校の組織としての教育力の向上
- (2) 家庭・地域社会への積極的な情報発信
- (3) コミュニティ・スクール[※]の展開
- (4) あいさつが交わされるまちづくりの推進
- (5) 環境や情報などに係る現代的課題に対する関心や理解を深める教育の充実
- (6) 国や社会の問題を自分の問題として捉え、主権者として自ら判断し行動できる資質能力の育成
- (7) キャリア教育の視点を明確にした教育活動の推進

※ コミュニティ・スクール

地域住民や保護者等が学校運営に参画する仕組みとして、学校運営協議会制度を導入した学校

特に配慮すべき事項

- (1)・学校目標達成のためのPDCAサイクルの確立
- (2)・学校だよりやホームページ等を活用
- (3)・学校運営協議会の開催
- (5)(6)
 - ・情報モラル教育の充実
 - ・出前講座や新聞等の効果的な活用
 - ・持続可能な社会づくりの担い手をはぐくむ環境教育の充実
- (7)・職場体験活動など地域社会と連携した体験的な学習の充実

社会教育指導の重点

社会教育においては、「第3次ふるさと向日市創生計画」、「第2期京都府教育振興プラン」、京都府教育委員会「社会教育を推進するために」、「向日市スポーツ推進計画」を踏まえ、市民の様々な学習・文化・スポーツ需要に応え、生涯の各時期における多様な活動機会の拡充や主体的な学習活動の支援など、市民が生涯にわたって学び続けることができる学習環境の総合的な整備・充実に努める。

さらに、一人一人の尊厳と人権が尊重される社会の実現に向け、「京都府人権尊重の共生社会づくり施策推進計画」及び「第3次向日市人権教育・啓発推進計画」を踏まえ、学校・家庭・地域社会で人権教育、啓発の取組を推進する。

生涯学習環境の充実	1 生涯学習の振興 2 社会教育施設における学習機会の充実
家庭・地域社会の教育力の向上	1 家庭の教育力の向上 2 地域社会の教育力の向上
人権教育・啓発の推進	1 人権教育の推進
スポーツの推進	1 スポーツ活動の推進
歴史・文化資源の整備と活用	1 文化財の保護と活用

生涯学習環境の充実

市民が生涯にわたり、多様な学習活動を行うことができるよう、主体的な学習活動を支援するとともに、学習機会の提供及び学習の成果を活かす場や機会の充実に努める。

1 生涯学習の振興

- (1) 生涯の各時期に応じた学習機会の提供と学習活動の支援
- (2) 生涯学習・社会教育における指導者の養成
- (3) 社会教育関係団体との連携・協力
- (4) ボランティア活動を推進する機運の醸成
- (5) 図書館、文化資料館などの施設ボランティアの活動の支援と協働

特に配慮すべき事項

- (1) ふるさと向日市の歴史を活かした講座など多様な学習機会の提供

2 社会教育施設における学習機会の充実

- (1) 学校教育活動で積極的に活用してもらうための学習プログラムの開発
- (2) 社会教育施設や他の行政機関との連携による、生涯学習施策の総合的な推進

(3) 施設の特徴を活かした学習機会と学習成果を活かした活動の場の充実

特に配慮すべき事項

- (3)・寺戸公民館の整備
・社会教育施設(公民館、図書館、文化資料館、天文館)の特に配慮すべき事項は、以下のとおり

<公民館>

・現代的課題に関する学習機会の充実と地域づくりの担い手の育成

<図書館>

・施設における蔵書構成やレファレンス※機能の充実
・インターネットサービスや電子書籍サービス等の提供による利便性の向上

※レファレンスとは、図書館で、資料・情報を求める利用者に提供される、文献の紹介・提供などの援助

<文化資料館>

・向日市を中心とした地域に関する歴史・文化資料の収集・保管と展示・講座等での積極的な活用及びデジタルシステムを使った情報発信の拡充

<天文館>

・プラネタリウム投影と天文現象に応じた観望会や専門家による天文学講座・教室を開催し、天文学習施設としての機能を充実

家庭・地域社会の教育力の向上

家庭教育はすべての教育の出発点であり、その担い手である保護者自身が学ぶための学習機会の充実に努める。また、学校・家庭・地域社会が様々な活動を通して地域の絆を強めるとともに、よりよい社会を創るという目標を共有した上で連携・協働し、地域全体で子どもたちをはぐくむ環境づくりを推進する。

1 家庭の教育力の向上

- (1) 豊かな心をはぐくみ、家庭の教育力を高めるための学習機会の充実
- (2) 基本的な生活習慣の重要性や現代的課題※についての理解の促進
- (3) PTA活動の充実と保護者が参加しやすい環境づくりに向けた支援
- (4) 子どもが読書に親しみ、読書習慣を身につけることができる取組の充実

特に配慮すべき事項

- (1)・就学前からの子どもの家庭教育に関する学習機会の提供
 - (2)・PTAと連携を図り、「早寝・早起き・朝ごはん」など基本的な生活習慣の重要性や、現代的課題への理解促進に向けた取組を推進
- ※ インターネット・SNSなどの正しい利用、危険ドラッグや大麻等の薬物乱用など

2 地域社会の教育力の向上

- (1) 地域学校協働活動とコミュニティ・スクールの一体的な推進
- (2) 放課後児童の安全・安心な居場所の確保や体験学習を行う「京のまなび教室推進事業」の充実
- (3) 地域の青少年健全育成団体等と連携し、体験活動を推進
- (4) 学校・家庭・地域社会及び関係団体との連携による、子どもの健全育成と安全を守る活動の推進
- (5) 社会教育指導者及び社会教育関係職員の実修機会の充実

- (4)・地域の青少年健全育成団体等と連携を図り、「安全見守りパトロール」、「あいさつ運動」及び現代的課題への理解促進に向けた取組を推進

人権教育・啓発の推進

市民が生涯のあらゆる場や機会を通じて、人権尊重の理念や、同和問題など様々な人権問題についての正しい理解と認識を深めるとともに、実践につながる主体的な学習活動の促進と、その啓発に努める。

1 人権教育の推進

- (1) あらゆる人権問題に対し、豊かな人権感覚を持ち、幸せな社会生活を営めるよう、人権意識の高揚のための取組の充実
- (2) 高齢者や障がいのある人が社会活動に積極的に参加しやすい環境づくりの推進

特に配慮すべき事項

- (1)・「部落差別の解消の推進に関する法律」等差別のない社会の実現をめざした法律を踏まえ、社会教育関係職員及び関係団体指導者が人権問題を学習する機会の充実
 - ・関係機関・団体等と連携した総合的な取組による、人権に関する多様な学習活動の推進
 - ・障がいのある人について、正しい理解と認識を深めるための学習機会の充実

ス ポ ー ツ の 推 進

スポーツを「する」「みる」「ささえる」※を通じたスポーツ人口の拡大を目指し、市民が健康で心豊かに暮らせるよう、市民一人一人のライフステージに応じたスポーツ活動の推進とスポーツに親しめる環境の充実を図る。

※「する」「みる」「ささえる」 文部科学省策定「スポーツ基本計画」で提唱

1 スポーツ活動の推進

- (1) 子どもから高齢者まで、障がいのある方もない方も、気軽に参加できるライフステージに応じたスポーツ活動の推進
- (2) 超高齢社会において健康で自立した生活を送れるよう、健康寿命の延伸に向けた取組の推進
- (3) スポーツを楽しめる環境づくりの推進
- (4) 「スポーツを通じたまちづくりに関するフレンドシップ協定」による市民の体力向上に向けた取組の充実

特に配慮すべき事項

- (1)・公益財団法人向日市スポーツ文化協会等との連携によるスポーツ活動の推進及びスポーツ実施率の向上を図る取組の充実
- (2)・高齢者をはじめ多くの方が、日常的な運動による健康の維持、体力の向上を図ることができる機会の充実
- (3)・総合型地域スポーツクラブ「ワイワイスポーツクラブ」への支援
 - ・学校体育施設の利用促進
 - ・市民温水プールの再整備

歴 史 ・ 文 化 資 源 の 整 備 と 活 用

文化財の保護及び積極的な整備や活用に努め、歴史・文化資源を未来に継承する。

1 文化財の保護と活用

- (1) 史跡長岡宮跡や史跡乙訓古墳群等の歴史・文化遺産の調査・保存・整備と、その普及・啓発及び活用の促進

向日市の史跡等



●物集女城跡

国指定史跡
東西約 70m、南北約 75m の方形単郭の城館です。乙訓惣国の 1 人として活躍した物集女氏の居城です。



●物集女車塚古墳

国指定史跡
古墳時代後期の全長約 46m の前方後円墳で、毎年、整備した横穴式石室を公開しています。



●森本遺跡

市指定史跡
森本遺跡は、静岡県登呂遺跡と並ぶ代表的な弥生時代の水田跡として知られています。遺構からは全国的にもめずらしい人面付土器が出土し、府の文化財に指定されています。



●竹の径

府選定文化的景観
向日市特産の「孟宗竹」を使った総延長が 1800m の竹垣の散策路です。日本ウォーキング協会「全国歩きたくなる道 500 選」などに選ばれています。



●寺戸大塚古墳

国指定史跡
古墳時代前期の全長約 98m の前方後円墳です。



●桓武天皇皇后陵

長岡京を築いた桓武天皇皇后のお墓として宮内庁管理の陵墓になっています。直径約 65m、高さ約 7m の円形をしています。



●元稲荷古墳

国指定史跡
古墳時代前期の全長約 94m の前方後方墳です。



●向日庵(旧寿岳家住宅)

国登録文化財
寿岳夫妻の自邸として昭和 8 年に建設された木造 2 階建ての住宅です。



●須田家住宅

府指定文化財
西国街道と愛宕道の分岐点にある明治 30 年代まで醤油製造業を営んでいた旧家です。



●石塔寺

鎌倉時代末期創建と伝えられています。毎年、5月3日の花まつりには、府指定文化財の鶏冠井題目踊が奉納されます。



●西国街道

京都の「東寺口」を起点として「向日町」を経て「摂津」へと向かう古くからの街道です。



●向日神社

国重要文化財・国登録文化財
養老 2 年(西暦 718 年)創建の古社。本殿は、室町時代の三間社流造(さんげんしゃながれづくり)という建築様式です。



●大極殿公園

国指定史跡
桓武天皇が政治を司ったところが大極殿(だいごくでん)です。昭和 39 年に国の史跡に指定されました。平成 22 年には、天皇皇后両陛下の行幸啓があり、文化資料館とともに立ち寄られました。毎年、11 月 11 日には長岡京遷都を記念して大極殿祭が行われます。



●中小路家住宅

国登録文化財
西国街道沿いに建つ旧家。幕末に聖護院門跡領の庄屋を務め、同じ頃に建てられた主屋のまわりに長屋門や蔵が連なります。



●五塚原古墳

国指定史跡
古墳時代前期の全長約 92m の前方後円墳です。

●旧東院公園(整備中)

市指定史跡
長岡宮の内裏と同じ規模をもつ建物群が発見された離宮跡。市民温水プールを含む公園として整備していましたが、現在、再整備中です。



●内裏跡・旧上田家住宅

国指定史跡・国登録文化財
長岡宮の天皇の住まいがあった場所に建つ近代の農家住宅です。



●一文橋

西国街道沿いで、小畑川に架かる橋。通行人から一文ずつ徴収して橋の架け替えの費用に充てたという伝承からこの名前がついています。



●朝堂院跡

国指定史跡
長岡宮の中央にあった朝堂院は、国の儀式を行う、今の国会議事堂のような政治の中心。西第四堂と南に続く楼閣跡は、案内所も付設した公園として整備しています。

向日市議会令和8年第1回定例会一般質問答弁要旨及び総務文教常任委員会質疑について

令和8年3月26日
文 教 課

令和8年3月5日から9日まで行われました、向日市議会令和8年第1回定例会一般質問答弁について、教育委員会分は以下のとおりでしたので報告します。

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
<p>(MUKOクラブ 近藤 宏和) 本市小・中学校に関する事項について 部活動指導員の活用について 部活動のあり方について</p>	<p>【教育長答弁】 今年度より部活動の地域展開に向けた取組として、各中学校に2名ずつの部活動指導員を試行的に配置している。 部活動指導員とは、学校教育法施行規則に「中学校におけるスポーツ、文化、科学等に関する教育活動に係る技術的な指導に従事する」と定めており、部活動の顧問と同様に単独で部活動の指導や、大会、練習試合等の引率も可能となる。 教員からは「いろいろな指導法が学べる」「学校行事等で忙しいときにも部活動を見てもらえて助かる」「休日に指導する機会が減って自分の時間が持てるようになった」等の声を聞いている。 また、生徒からも「専門的なことを教えてもらえる」「丁寧に細かなことも見てもらえる」等、概ね満足した声を聞いている。 本市では今後の中学校部活動の在り方について、令和5年に「向日市部活動地域移行懇談会」を立ち上げ、協議を重ねてきた。 その中で、現状として、例年、中学生の90%以上が部活動に入部しており、昨年度実施したアンケートの結果からも、ほとんどの生徒が「部活動が楽しい」「顧問の先生の指導に満足している」「部活動は技術以外に学ぶことが多い」と回答するなど、部活動が生活の支えになっていることがうかがえた。 また、教員にとって、部活動が中学生の時期に身につけさせたい規律やマナー、忍耐力等の力を育む場であると考えており、指導を通じた生徒の成長が働きがいにもなっている面もうかがえた。 一方で、指導経験のなさや日常の教育活動に追われ、約70%の教員が何らかの負担感を感じていることも明らかとなった。 また、地域への移行に関して、指導者の資質・能力への懸念や適切な指導ができる人材の確保、慣れ親しんだ学校ではない活動場所への移動、さらには新たな費用負担が生じないかといった様々な不安があることについても協議された。 2年間にわたる協議を踏まえ、懇談会からは、中学校部活動の良さをできるだけ残し、教員の負担感等、対処すべき課題も踏まえ、国や府の具体的な施策の流れを注視しながら、中学校部活動の枠組みの中で、部活動指導員の活用などに試行的に取り組むことが望ましい</p>

<p>いじめ等の対策について</p>	<p>とのご意見をいただいたところであり、現在も部活動指導員の活用に継続的に取り組んでいるところである。</p> <p>全国的に児童生徒間の暴力行為・いじめを撮影した動画が、SNS上に投稿・拡散されるという事案が複数発生したことを踏まえ、文部科学省から「SNS上における暴力行為等の動画の投稿・拡散を受けた緊急の対応等について」の通知が発出され、児童生徒が安心・安全に過ごせる環境の整備等、適切な取組を図るよう依頼があった。</p> <p>本市においては、2月4日に校長会を開催し、これまでのいじめ調査において見過ごされていた暴力行為やいじめがないかを確認するための緊急アンケート調査を実施するとともに、今年度中に、改めて人権教育や情報モラル教育を実施することを指示した。</p> <p>現在、各学校において、アンケート調査を実施し、必要に応じて個別の聞き取り調査を行うとともに、互いの人格を尊重し合って生きることの大切さや、インターネット上での軽率な書き込みや投稿が他人や自分のプライバシーを傷つけることについて、改めて指導を行っているところである。</p>
<p>いじめの認知件数について</p>	<p>独自のいじめ対策として、学校や教育委員会が主体となり、人間関係の再構築を目的とする「教育的アプローチ」と、市長部局監査課が主体となり、いじめを人権問題と捉え、被害者と加害者の関係と定義し、即時にその行為を停止させようとする「行政的アプローチ」の二つのルートを設けて、相互に牽制しながら、いじめの早期解決や抑止を図ろうとする地域があることは承知している。</p> <p>本市においては、いじめは、相手の人間性とその尊厳を踏みにじる「人権侵害」であることを全教職員が認識し、学校と教育委員会とが常に情報を共有して、児童生徒の指導・支援を行い、いじめの防止と早期発見、早期解決に努めているところである。</p> <p>各学校においては、いじめの未然防止のために、「価値観の違い」を理解し、児童生徒が、自己有用感や充実感を得られる集団作りを進め、誰もが安心して通える「魅力ある学校づくり」も進めている。</p> <p>また、いじめの発見や相談があった場合には、担任をはじめ、関係教職員やスクールカウンセラー等とも情報共有しながら、組織的に、迅速かつ丁寧に指導・支援を進めているところである。</p> <p>議員ご紹介のとおり、1,000人当たりの認知件数については、全国平均を上回っている状況にある。</p> <p>本市では、アンケートをするだけでなく、個別の聞き取りを丁寧に行い、いじめの兆候についても決して見逃すことなく、小さな芽から摘み取って、事前予防、早期対応に繋げており、認知件数はその結果を表しているものと認識しているところである。</p> <p>向日市教育委員会としては、全ての児童生徒が安心して学校生活を送るために、暴力行為やいじめが決して起こらないよう、また、見過ごすことのないよう、学校、教育委員会が連携して、さらなる指導の充実に取り組んで参りたい。</p>

(再質問)

他市では部活動が習い事の一つと位置づけられている例もある。部活動は無くなってしまふのか？

(再々質問)

SCは学校に常駐が必要ではないか。SSWは養護教諭と連携がとれているか。

(明日の向日

杉谷 伸夫)

中学校部活動の地域移行について
取組の現状について

【教育長再答弁】

国の「ガイドライン」では休日については令和10年度までに着手し、平日についてはその後、更に改革を推進との方向性である。一方、現在審議されている学習指導要領でも、報道によれば、部活動が学校教育に位置づけられる方向であると聞いている。それらのことを踏まえると、ただちに部活動が全て無くなることにはならないと考えている。

【教育長再答弁】

SCが多いに越したことはないが、常駐は財政的に難しいと考える。養護教諭はいじめ、不登校などに係り重要な職であり、常にSSWとの連携はとれていると考えている。

【教育長答弁】

令和5年8月に立ち上げた「向日市部活動地域移行懇談会」では、様々な立場から広くご意見をいただくため、中学校の校長をはじめ、市のスポーツ文化協会、地域のスポーツ団体の方々やPTAの代表も参加をいただき、それぞれの立場や視点から2年にわたって議論を重ねてきた。

内容としては、中学校部活動の現状、これまでに培ってきた中学校部活動の良さや課題、地域へ移行となった場合に求められることや危惧されること、それらを踏まえた今後の方向性についてである。

現状として、例年、中学生の90%以上が部活動に入部しており、昨年度実施したアンケートの結果からも、ほとんどの生徒にとって部活動が生活の支えになっていることがうかがえた。

また、教員も部活動が中学生の時期に身につけさせたい力を育む場であると考えており、指導を通じた生徒の成長が働きがいにもなっている一面がうかがえた。

一方で、指導経験のなさや日常の教育活動に追われ、約70%の教員が何らかの負担感を感じていることが明らかとなった。

また、地域への移行に関して、より専門的な指導への期待がある一方で、指導者の資質・能力への懸念や人材の確保、活動場所への移動、さらには新たな費用負担といった様々な不安があることについても協議された。

2年間にわたる協議を踏まえ、懇談会からは、中学校部活動の良さをできるだけ残しながら、教員の負担感の多さ等、対処すべき課題があることから、中学校部活動の枠組みの中で、部活動指導員の活用などに試行的に取り組むことが望ましいとのご意見をいただいたところである。

令和7年12月には、文部科学省で「部活動改革及び地域クラブ活

児童生徒・保護者の疑問について

情報公開と市民参加について

(再質問)

検討していただいていることが伝わっていないと感じており、「懇談会」の報告書やアンケート結果についても、積極的に公表願いたい。

(日本共産党議員団
米重 健男)

タワーマンションについて
人口増大への対応について

動の推進等に関する総合的なガイドライン」が策定され、令和10年度には、現時点で部活動の地域展開に着手していない地方公共団体においても、休日の地域展開等に着手することが方針として示された。

本市としては、令和7年度より、試行的に部活動指導員の活用や部活動の実施時間の見直しに取り組んでおり、令和8年度についても継続実施を考えている。

今後、その成果や課題を踏まえ、方向性を検討していく。

直接に教育委員会への問い合わせはないが、中学校の入学生保護者説明会では、学校の部活動が継続してもらえるのかについて質問があったとお聞きしている。

現在は部活動指導員の活用について試行的に取り組んでいるところであり、今後については、その成果や課題を踏まえ検討して参りたいと考えていることから、当面中学校での部活動は継続することについてお答えしているところである。

現在取り組んでいる部活動指導員の活用や部活動の実施時間の見直しについては、学校を通じて保護者の皆様にもお伝えしている。

また、「向日市部活動地域移行懇談会」についても、学校や保護者代表だけでなく、市のスポーツ文化協会や地域のスポーツ少年団等の各種団体の皆様にも参加願っており、広くご意見をいただいている。

今後についても、状況に応じて広く様々な方面からご意見がいただけるよう工夫しながら、本市で育つ生徒が将来にわたって継続的にスポーツ・文化芸術活動に親しむ機会を確保するとともに、希望に応じて多様な活動に参加することができる環境作りに努めて参りたい。

【教育長再答弁】

検討結果等については校長会を通じて学校には返しており、公表はお任せしている。

懇談会での議論はまだまだ途上の意見であるため混乱の懸念もあるが、ホームページ等への掲載に取り組んでいきたい。

【部長答弁】

JR向日町駅東口に予定されているタワーマンションの建設については、周辺環境や人口動態に新たな変化をもたらすものと認識している。

当該マンションについても、その規模や価格帯、また同種物件の傾向などを踏まえ、入居される方々の世帯構成や私立学校への進学も含めた多様な就学動向を、慎重に分析・精査しているところである。

<p>京都アリーナ（仮称） について 交通安全について</p>	<p>現時点においては、当該校区を含む小中学校において、将来的に十分な教室が確保できる見込みであり、急激な児童生徒数の増加に対しても、既存の施設の中で適切かつ円滑に受入れが可能であると判断している。</p>
<p>史跡について</p>	<p>今後においても、校区内の人口増大に適切に対応し、全ての児童生徒が快適な学校生活を送れるよう、教育環境の維持に取り組んでいく。</p>
<p>（MUKOクラブ 和島 一行） 小中学校の体育施設の 調整会について （総論）</p>	<p>【副市長答弁】</p> <p>京都府が住民説明会でも説明されたとおり、適切な交通誘導員の配置や工事関係車両の安全運転の徹底等を行い、府が責任を持って安全対策を講じられるものと伺っている。</p> <p>そのうえで、本市においても、工事が本格的に始まること及び改めて注意を払っていただくことについて、交通指導員業務を委託している公益社団法人向日市シルバー人材センターから、通学路の交通指導員に対して、周知していただいているところである。</p> <p>競輪場再整備地は、長岡京跡の遺跡内であり、文化財保護法に基づき京都府教育委員会の指導のもと、公益財団法人京都府埋蔵文化財調査研究センターが発掘調査を実施されてきたところである。</p> <p>その実施にあたりましては、京都府の文化財保護担当課と再整備事業担当課が、文化財保護法第94条第4項の規定に基づき協議をされ、令和6年度から令和7年度までの約2年をかけ、十分に期間を確保し、計画的かつ適切に調査、対応をされてきたものと伺っている。</p>
<p>小中学校の体育施設の</p>	<p>そのため、改めて調査を求めることは考えていない。</p> <p>【市長答弁】</p> <p>現在の調整会は、市民の皆様が平日の夜間に集まり、対面で調整が行われており、施設の利用を申し込む方にとっては、時間と労力を要するものとなっていることは承知している。</p> <p>このため、学校開放の施設予約に関するオンライン化は、利用者の利便性向上や事務作業の効率化の観点から有効であり、できるだけ早く導入したいと考えている。</p> <p>一方、現在実施している調整会は、スポーツ団体や利用者の方々の相互理解と協力によって実施されてきた経緯があり、施設予約のオンライン化にあたっては、慎重に検討すべき課題もある。</p> <p>例えば、施設を利用する希望日が重なった場合等に団体間で直接、調整ができることに対しては、ご意見が分かれる部分であるので、こうした調整会の機能をいかに整理するかを、現在、検討しているところである。</p> <p>引き続き、実際に施設を利用されている各スポーツ団体の声をお聞きしながら、誰もが使いやすい予約システムの構築に向けて、取り組みを進めてまいりたいと考えている。</p>

調整会について

調整会に関する協議及び他市の状況について

各登録団体からの声

(要望)

オンライン予約は進め
ていただきたい。

(日本共産党議員団
北林 智子)

生理用品の常備につい
て
中学校のトイレに設置
することについて

(中学校のトイレへの

【部長答弁】

小・中学校の体育館等の貸し出しについては、社会体育の振興を図るため、向日市立学校施設開放規則に基づき、事前に教育委員会に登録いただいている使用団体に対して、貸出を実施している。

施設の利用申請については、公益財団法人向日市スポーツ文化協会ですて受付をしており、2か月に1回開催される貸出調整会議において、翌々月以降の、2か月分の利用申請ができるという方式である。

また、貸出調整会議後に空きがある場合には、原則、翌月の1日以降から利用の申請をすることも可能となっている。

「調整会に関する検討」については、オンラインによる予約の導入に向け、予約システムの調査や、他市の導入状況の確認などを進めているが、平行して、貸出調整会が担っている機能を継続できるようにすることも含め、登録団体から寄せられたご意見を、どのように予約システムに反映させるかについて、検討を行っているところである。

また、京都府内における他市の学校体育施設の貸出状況については、本市以外の14市のうち、八幡市と木津川市の2市が予約システムを既に導入されている。

その他の市については、システム化はされておらず、ほとんどが学校や施設毎の運営協議会等において、貸出の調整が行われている状況と伺っている。

登録団体から「システム化を実施してほしい」といったご意見をいただく一方、「先着順にならないようにしてほしい」、「他の団体と予約が重なった場合に、抽選ではなく、話し合いで決定したい」といったお声や、「インターネットの操作が不得意である」といった操作面への不安に対するご意見もいただいている。

特に、継続して活動されている団体においては、「安定した運営を行うためにも、練習場所や試合会場の確保が重要」で、「調整ができないことで活動に支障を来すのではないか」との懸念についても伺っている。

本市としては、こうした状況を踏まえ、学校体育施設をご利用いただく市民の皆様、誰もが使いやすいシステムの構築を目指し、引き続き対応を進めていく。

【教育長答弁】

学校教育においては、あらゆる教育活動を通じて、自ら考え、主体的に様々な課題を解決する能力の育成を目指して、日々取り組んでいるところである。

生理用品の設置については、単に生理用品を置く、置かないの問題

設置・懸念と障害)

(性教育の内容と課題)

(再質問)

中学校だけでなく、小中学校通じてトイレに生理用品を設置し、そういった問題を子ども

だけではなく、保健室の来室や先生に相談することにより、自ら課題解決、行動する能力の育成をすることや、相談を受けることを機に、教職員が児童生徒の健康状態、家庭環境などを把握し、様々な視点から児童生徒を支援するという教育的な目的をもって生理用品の配布・指導をしているところである。

一方、恥ずかしい、どのように表現すればいいかわからないという生徒も想定されることから、声に出さなくてもカードを見せるだけで生理用品の配布など対応してもらえる「学校版ミモザカード」を女子生徒全員に配布し、一定の配慮も行っているところである。

また、生理用品をトイレに問題なく常備するための管理、生徒指導上の問題や不特定多数の生徒が利用するため、衛生上の不安があるということも聞いている。

以上のように、課題も踏まえながら教育的な目的等をもって児童生徒への生理用品の配布、指導、支援をしているので、単にトイレに置いておくということについては、現在考えていない。

小学校においては、体の発育や発達、思春期の体の変化について知るとともに、生命の誕生を通して、自分や友達の命の尊さについて学んでいる。

中学校においては、生命を生み出す体の成熟について正しく理解すること、また、異性を尊重すること等について学んでいる。

さらには、命の現場で実際に働いておられる助産師を招き、体験的なお話を伺うなど、妊娠や出産に関する正しい知識を身につけるだけでなく、改めて命の尊さについて考える授業を行っているところである。

近年、性に関する情報の入手が容易になるなど、子どもを取り巻く環境は大きく変化しており、子どもたちが性犯罪や性暴力に巻き込まれる可能性が高まっている状況等も懸念されているところである。

そのような状況も踏まえ、文部科学省から、令和2年6月、子どもが性暴力の加害者や被害者、傍観者のいずれにもならないよう、生命(いのち)の安全教育を推進するよう依頼があったところです。

本市においても小学校の低学年時より、水着で隠れる部分は「プライベートゾーン」と呼ぶなど、自分の体を大切にすることを理解する学習や、中学校では、SNSで見えない相手とつながることの危険性等について考え、安全な意思決定ができる学習にも取り組んでいる。

今後も、発達段階に応じた性に関する指導を進めるとともに、人権尊重を全ての教育活動の基盤に据え、児童生徒一人一人が、お互いの性を尊重し合える人間関係を築くことができるよう、努めてまいりたいと考えている。

【教育長再答弁】

教育目的を持って活動することが大切であると考えている。例えば、児童生徒と教職員が日々話し合ったり考えたりすることを通し

たちと一緒に解決する場としては考えたかどうか。

(要望)

設置は難しいとのことだが、今後も検討はいただきたい。

(日本維新の会
無所属の会

村田 光隆)

安全対策について

(再質問)

J R 向日町駅周辺の整備に際し、児童生徒の通学時の安全対策はどうされているか。

(要望)

引き続き、市民を守るための安心安全な対策をお願いしたい。

(日本共産党議員団

丹野 直次)

寺戸公民館について

現在の寺戸公民館とかけはしについて

て、子どもたちの日常生活を把握する機会にもなる。学校がプラットフォームの役割を果たすことで、児童虐待やヤングケアラーの発見につながる。

性教育は、命の大切さ・異性への尊重・性の理解など今後も充実させていく。

【都市整備部長再答弁】

周辺の皆様に、毎日何台車が通るかといったチラシを配布しており、通学する児童生徒の住むご家庭に届けているという意味で答弁した。

学校にも通知はしており、直接的には、学校に通う児童生徒の自宅に、保護者の方たちに周知をお願いしている状況である。

【教育長再答弁】

常々から、学校では児童に対して、通学の安全については、自らしっかり気をつけるように言っており、通学路の要所要所には通学時にシルバー人材センターの方にも立っていただいている。

さらに交通量が多いということであれば、学校から適切に指導しており、大丈夫だと考えている。

【副市長答弁】

現在の寺戸公民館は、その立地の便利さからも多くの市民の皆様が親しまれ、長年、本市の生涯学習の拠点として利用いただいていた。

このため、新しい寺戸公民館の整備を行うにあたっては、利用者アンケートをはじめ地元の皆様のご意見を伺う等、可能な限り整備計画に反映するよう対応に努めてきたところである。

また、設備面の課題や、他施設利用に伴う利便性や使用料の負担に関するご不安については、ご相談を受ける中で、既存の仕組みや制度の活用をご案内し、ご理解いただけるよう努めているところである。

具体的には、公民館への団体登録をしていただくことで、調理室や和室がある市民会館を月2回まで無料で利用できる制度をご紹介しているほか、同様の設備を備える他の公民館やコミュニティーセン

現 寺 戸 公 民 館 の 計 画 に
つ いて

(再質問)

登録団体は、市民会館は月2回無料で利用できるということか。計画は今示せないとのことだが、いつごろ分かるか。

(日本維新の会
無所属の会
長谷川 愛)

ターを各団体の活動内容に応じて丁寧にご案内し、これまで寺戸公民館を利用されていた皆様が、引き続き活動を続けていかれることができるよう支援に努めているところである。

また、市民協働センター「かけはし」は、市民公益活動を行う団体や個人を支援するために、その活動拠点として平成21年に開設して以来、現在の寺戸公民館に設置しており、市民の皆様にご利用いただいているところである。

現在、新しい寺戸公民館の整備が進む中、現在の寺戸公民館をどのように活用していくかを全庁的に検討しているところであり、かけはしについても、その中で合わせて検討していく必要があるものと考えている。

しかしながら、このかけはしには、登録団体の皆様が日常的に使用しておられる印刷機やコピー機などの備品があることから、今後の寺戸公民館やかけはしのあり方を検討する中においても、可能な限り市民の皆様にご不便をおかけすることなくお使いいただけるよう、努めてまいりたいと考えている。

現在の寺戸公民館の今後については、市全体の公共施設マネジメントの観点から検討を進めているところであり、現時点でお示しできる計画はないが、新しい寺戸公民館の開館後において、現在の寺戸公民館に「分館」としての機能を持たせることは、考えていない。

また、現在実施している外構工事については、新しい寺戸公民館の建設に伴い、市役所東向日別館の公用車等の駐車スペースがなくなることから、その代替スペースを確保するものであり、今年度中の完成を目指している。

利用者の皆様には工事期間中、何かとご不便をおかけすることから利用団体の代表者や、お問い合わせをいただいた方に対し、館長から工事の内容や期間を丁寧に説明するとともに、公民館前に工事についての掲示を行うなど、周知を図ったところであり、引き続き必要な周知に努めていく。

【鈴木副市長再答弁】

団体登録いただき市民会館を利用する場合の料金は、無料である。これまでの中央公民館利用時と同じ考え方である。

現在の公民館も新しい公民館も、使い方が分かる時期は回答できない。

分館を考えていないと答弁したが、行政財産として管理する必要があるという問題もあり、現在全庁的に検討しているため、ご理解いただきたい。

【教育長答弁】

令和5年8月に立ち上げた「向日市部活動地域移行懇談会」では運動部活動だけでなく、文化部活動についても同じように検討を重ね

部活動の地域展開における文化部活動について

(要望)

子どもたちが安心して、活動に取り組める環境を守ること。

(日本維新の会
無所属の会

青山 まゆみ)

向日市の教育について
不登校児童生徒について

ている。

中でも吹奏楽部については、文化部活動の中でも最も部員数が多く、令和7年度では文化部に所属する生徒の約45%を占めている。

また、使用する楽器もフルートやクラリネット等の木管楽器、トランペットやホルン等の金管楽器、ティンパニやマリмба等の打楽器など、多岐にわたっており、その指導には多様な楽器に対する専門性が必要であることから、指導者の確保は大変難しいものがある。

さらに、活動の場を地域等に移して行うとなれば、大型の打楽器などの持ち運びには、専門の運送業者の手が必要となり、楽器を共有することとなれば、そのメンテナンスや修理等の費用をどうするのかといった課題など、運動部活動にはない難しさがある。

今後においても、部活動の地域展開等については、それぞれの部活動が持つ特有の課題もしっかりと認識する視点を持って検討して参りたい。

【教育長答弁】

令和7年に文部科学省から公表された、令和6年度の不登校に関する調査結果によると、令和6年度の全国の不登校児童生徒数は、12年連続の増加となり、過去最多を更新した。

本市においては、不登校児童生徒数は前年度に対してほぼ横ばいとなっているものの、依然として高止まりであることから、喫緊の課題であると認識している。

本市における不登校対策としては、不登校児童生徒の多様な居場所づくりに努めており、学校外の居場所としてのひまわり広場だけでなく、教室に入ることが難しい児童生徒の居場所として、校内に別室の設置もしている。

どちらの施設においても利用する児童が増加傾向にあり、現在、ひまわり広場では11名、校内の別室では38名の児童が利用している。

また、不登校の低年齢化については、増加とまでは言えないが、小学校低学年からの不登校児童もいることから、その対応の充実を図っている。

特に低学年の児童へは、早期の対応が効果的であると考えており、スクールカウンセラー等の専門家を各学校に派遣し、気になる児童の行動観察などを通じて、専門的な見立てによる教員へ助言するなど、不登校の未然防止に努めている。

さらに、学校生活への不適応感が強い児童については、臨床心理を学ぶ大学院生を配置している校内の別室や、ひまわり広場につなげ

<p>I C T 活用について</p>	<p>ているが、低学年での利用者にもきめ細やかに対応するため、相談員の数についても年々充実を図っているところである。</p> <p>これらの居場所を利用する低学年の児童の多くは、欠席日数が減少するとともに、ひまわり広場から学校へ、さらには教室へと復帰していることから、不登校児童生徒にとっての安心安全な居場所として機能しており、効果的な不登校対策となっているものと考えている。</p> <p>今後も、不登校の未然防止や早期対応に向けて、安心できる居場所を充実させるとともに、教育相談等の支援を充実させていく。</p> <p>文部科学省のG I G Aスクール構想に基づき、令和2年度に、1人1台端末が導入され、各学校においては、I C Tを日常的に活用し、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善につなげていくことが必要であると示された。</p> <p>本市においては、I C Tの活用について、まずは、教員の指導力向上が重要であると考え、令和2年に、プロジェクトチームを立ち上げ、タブレットの効果的な活用について実践事例を共有するなど、各学校にI C T活用を波及させる取組を進めているところである。</p> <p>加えて、令和4年からは学校現場への伴走支援として、指導主事が学校を訪問し、各校の課題に応じた個別の支援体制を充実させ、教員の負担軽減にも努めている。</p> <p>こうした取組の成果を検証するために実施している、教員対象のアンケートによると、「授業等でどの程度タブレットを活用しているか」という質問に対して、週3日以上活用していると回答した割合は、令和4年度は、小学校76%、中学校56%であったが、今年度については、小中ともに90%程度と大きく上昇し、教員の活用頻度が高まっている状況である。</p> <p>また、授業におけるI C Tの主な活用については、学習支援アプリを使って、思考を整理・可視化したり、可視化したものをリアルタイムで他者と共有し、協働学習によって学習を深めたりするなど、内容の充実を図っている。</p> <p>教員がI C T活用の頻度や指導力を高めることで、児童生徒のI C Tの活用能力も向上しているところである。</p> <p>実際に、児童生徒対象のアンケートによると、「アプリを使ってグループで協働作業を行うこと」ができると回答した児童生徒は、小中ともに90%を超えており、他者との協働作業という高度な活用能力を身につけてきていることがうかがえる。</p> <p>今後とも、教員に対するタブレットの効果的な活用研修や伴走支援に努めるとともに、教育活動の更なる充実に進んでまいりたい。</p>
<p>少子化の対応について</p>	<p>桂川・洛西口新市街地などのマンション建設に伴う人口増加が落ち着き、令和元年以降、出生数が減少傾向にあることから、本市の人口、特に5歳児以下の人口は、年々減少しているところである。</p> <p>こうした状況の中、本市に住みたい、住み続けたいと思っていただくためには、子育て世代の方々に本市の教育環境の魅力を感じてい</p>

ただ、くことも大変重要であると考えている。

教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策として、昨年策定した「向日市教育大綱」においても、少子化・人口減少が進展している現状に触れ、「これからも活力あふれる社会として持続していくため、質の高い教育により一人一人の生産性や創造性を一段と伸ばさせていく取組を進めていかなければならない。」と、質の高い教育の取組の必要性を示したところである。

本市においては、児童生徒をはじめとする市民の皆様にとって、魅力ある教育環境となるよう、大綱に基づき、学校教育や生涯学習などの施策を推進するための様々な取組を進めている。

例えば、英語教育においては、日常的にALTとの交流や英語AIアプリの活用を通じ、「生きた英語」を話せる環境を構築してきた。

その集大成となる英語スピーチ大会では、生徒がALTからの問いかけにその場で応じる「即興の質疑応答」で、身振りを交えて堂々と発表する姿が見られた。

また、「ふるさと学習」の一環として行われた勝山中学校の「市長への政策提言」は、生徒が自ら地域課題を掘り下げ、市長へ直接プレゼンテーションを行う貴重な機会となった。

この実体験を通じて、市政を「自分事」として捉える大きな一歩になったものとする。

今後においても、市民の皆様が「住んでよかった」「これからも住み続けたい」と心から感じていただけるよう、「向日市教育大綱」の取組を推し進め、魅力ある教育環境の構築に努めていく。

特別支援教育について

特別支援を必要とする児童生徒は年々増加傾向にあることから、教員の特別支援教育に関する資質・能力の向上は大変重要であると考えている。

担当する教員に対して「読み書き障がいに対する具体的支援の方法」や「心理検査の分析と教育的支援への生かし方」などの専門研修を実施するとともに、特別支援教育を担うことのできる教員の裾野を広げるため、全ての教員を対象として、府教委が実施する「通常学級担任のための発達障がい理解研修」を受講させるなど、計画的に人材育成を行っている。

また、特別支援学級や通級指導教室で学ぶ児童生徒に対する個々の状況に応じた支援はもちろんのこと、通常の学級に在籍する特別な支援を必要とする児童生徒に対しても、本市として特別支援教育支援員を配置し、それぞれの発達特性や障がいに応じた支援の充実を図っているところである。

さらに、学習障がいや発達特性を専門とする特別教育支援士や、運動機能の向上や学習環境の改善などを専門とする作業療法士を活用し、児童生徒一人一人に寄り添った丁寧な指導につなげているところである。

インクルーシブ教育システムの構築については、特別支援学級に在籍する児童生徒が、それぞれの障がいの状態や特性、心身の発達段

<p>(再質問)</p> <p>支援員の配置について、人員は足りているのか。また、指導について行けてない児童生徒にどれくらい支援しているのか。</p> <p>別室やひまわり広場に行っている児童生徒が、普通教室に戻れる見込みの数を教えてほしい。</p>	<p>階等に応じて、通常の学級での学習活動や取組に参加しており、子ども同士のふれあいを通して豊かな人間性を育んだり、授業に参加し内容を理解できた達成感を味わったりするなど、充実した時間を過ごせるよう、継続的に取り組んでいる。</p> <p>向日市教育委員会としては、障がいのある児童生徒の自立と社会参加を見据えて、一人一人の教育的ニーズにあった的確な指導を提供できるよう、多様な学びの場の充実・整備を推進するとともに、誰もがお互いの人格と個性を尊重しあい、それぞれの持てる能力を発揮できる共生社会の構築を目指し、特別支援教育の充実に努めていく。</p> <p>【教育長再答弁】</p> <p>小学校35名、中学校9名を配置し、個別に必要な支援を行っている。</p> <p>個々の状況も違うので、具体的な数字をお示しするのは難しい。ただ、安心安全に教育が受けられるよう各々に応じた学びの場を作っていきたい。</p>
---	---

向日市議会令和8年第1回総務文教常任委員会質疑要旨

- 1 日 時 令和8年3月12日(木) 午前10時00分～正午
- 2 場 所 向日市役所第1委員会室
- 3 委 員 上田委員長、福田副委員長、丹野委員、村田委員、長谷川委員、杉谷委員

議案第19号 向日市民温水プール条例の廃止について	
	<p>○質疑なし</p> <p>採決 — (挙手全員) — (可決)</p>

議案第20号 令和7年度向日市一般会計補正予算(第11号) (所管分 文教関係分)

○質疑なし

採決 ー (挙手全員) ー (可決)

○質疑

【入札状況について】

委員

この工事の入札に係る状況について、どういう入札で行われたのか伺う。

事務局

制限付きの一般競争入札である。

委員

競争入札なので一者特命ではないだろうが、入札された業者の数は。

事務局

確認させていただきたい。

委員

ホームページには一般競争入札としか書いてなかったが、「制限付き」というのは具体的にどういうものか。

事務局

地域等の制限だと思うが、詳しく調べさせていただき、後ほどお答えしたい。

委員

後ほど教えていただきたい。

事務局

先ほどの制限付き一般競争入札についてお答えする。経営規模等評価通知書、総合評定値通知書における建築一式工事に係る総合評定値が1,000点以上のものであること。ただし、向日市内に本店を置くものについてはこの限りではないという制限を設けている。

それと入札の結果だが、8社参加されている。

【防災倉庫と駐車場について】

委員

いただいた図面を以前から見ているが、改めていくつかお聞きしたいことがある。

防災機能の防災倉庫はどこにあるのかということ。

それと、今の公民館と比べて駐車スペースが非常に狭い。しかも、車椅子用駐車場と書いてあるので、一般の方が停められるのかとか、少なからず1台は利用者が停めることができるようになるのかということ。

その2点お願いします。

事務局

防災倉庫については、まだ防災の担当者と打合せをしていないが、1階の階段部分と2階にも設置をしているので、そちらを選択することになる。

駐車場に関しては、障がい者用の駐車場を1台設けている。公民館の奥側に三角地があるが、そちらをご利用いただけるよう整備する予定。

委員	三角地の奥側というのはどこのことか。
事務局	今現在、公用車の駐車場にしているところである。
委員	公民館の敷地以外に、公民館利用者のための駐車スペースが確保されると。何台程度停められるのか。
事務局	今のところ3台程度を想定している。
委員	もう1点質問だが、新年度予算で設備とか備品等が計上されているが、今回、会議室等全てホームページに公表されていて、少し残念なのが、広さが分かりにくい。整備の仕様について、できたらある時期になれば公表していただけたらと思うが、定員等そのあたりはいかがか。
事務局	現在の図面を更新することを検討する。
委員	駐車場について、資料の図面で斜線の掛かった場所が駐車場で、北側の三角地に3台程度と言われたが、どこから出入りするのか。なぜこんなことを聞くかという、三角地の西側に住宅がある。当初、そちらを通ると言っていたが、そうではなくて、線路の方から入るのか、どういう風になるのか教えてもらいたい。
事務局	現在、建物の阪急側に、三角地にアクセスする道路を確保しようとしており、そこから進入していただく予定。
委員	今回予定地されているところと、東側の阪急の間には敷地がある。その敷地も購入したのか。確かあそこは別の民地だと聞いていたと思うが、どういう状況で通れるようになったのか。
事務局	阪急の土地の部分と建物の間に通路を設けさせていただこうと考えている。阪急の借地は返却させていただく。
委員	阪急の土地を利用して使用するということか。
事務局	今、阪急にお借りして使わせていただいているところは返却させていただく。それとは別で建物の横に通路を設けてアクセスできるようにしたい。
	採決　－　（挙手全員）　－　（可決）

議案第3号 令和8年度向日市一般会計予算（所管分 文教関係分）

○質疑

【公務DX環境推進事業について】

委員

2億円と金額が非常に大きいですが、実施する内容とその目的は。

事務局

現在、校務支援システムをオンプレミス、自前でサーバーを持って運用しているところだが、更新時期を迎えるので、クラウド化とゼロトラストセキュリティの導入をそのタイミングで実施する。セキュリティをゼロトラストで強化して、サーバーをクラウド化するというもの。業務の効率化を図ることによって、先生が子どもに向き合う時間を最大化するというのが一番の目的。

委員

校務支援システムを更新してクラウド化すると。この2億円というのは、今年度で済むのか、初期投資と導入後のコスト、来年度以降のコストはどのぐらいか。

事務局

2億円については、今年度支出する額になる。その中で初期費用に当たる分は、クラウドの構築や端末の購入費になる。それ以外の部分について、今年度支出する分の中にもランニングコストに当たる保守費用やライセンス費用が含まれている。イニシャルコストで、今年度の方は1億9,000万円程度、ランニングコストは残額の800万円から900万円程度である。

委員

今のシステムの年間費用はいくらか。クラウド化した場合は年間900万円になるということか。

事務局

900万円というのは、今年度残りのクラウド化してからのランニングコストになる。来年度以降、保守費用をどれだけ圧縮できるかにもよるが、ライセンス費用自体はすでに決まった額になるので削減することはできないが、保守費用を抑えたとして2,000万円から3,000万円の間かと思う。今の費用については、使用料と保守料で大体年間で300万円程度。あとはリース費用が5年間で1億2,000万円ほどなので、今のシステムだと大体5年間で1億5,000万円程度。

委員

もう少し端的に聞けば良かったかもしれないが、トータルで見ると安くなるのか高くなるのかということを知りやすく教えてもらいたい。

事務局

15年間のライフサイクルコストで見ると、クラウド化した方が試算では安くなる。

委員	<p>ゼロトラストのセキュリティ向上とクラウド化によって働き方が変わってくるという話をもう少しご説明いただきたい。クラウド化でなぜ働き方が変わるのか。</p>
事務局	<p>今、採用しようとしているMicrosoft社の「MS 365」の中に、ファイルを同時に編集できる機能があり、例えば、WordやExcelは、今だと同じファイルを同時に編集することができないが、クラウド化することにより、一つのファイルを別の人が同時に編集することができる。今までだと誰かが作業するのを待ってからしかできなかったことが、同時にできるため時間が短縮できる。後は、現在全て有線で端末をつないでいるが、それがWi-Fiになるので、今だと職員室でしかできない業務が他の場所でもできるようになったり、仮に職員室で業務が全然できないような状況になっても、別の場所に移して業務ができるということもあるので、働き方が変わってくる。</p>
委員	<p>自分自身も市役所でも家でも出先でも仕事ができるので、そういう時代なのかなと。ただ、それをすると、教員の働き方が良くなるのか。家にも仕事できるというのは、良い意味も心配な意味もあると思うが、その辺のことについてはどういう風に検討しているのか。</p>
事務局	<p>場所を選ばずに仕事ができるので、家でも仕事をするのが可能になるが、ただ、それをしてしまうと隠れ残業が増える形になるので、どういう形で運用していくかは今後検討しなければならない。基本的には学校で、仮に持って帰って仕事をする場合は特別な場合に限ることになる。</p>
委員	<p>周辺自治体で先行して導入されてるところはあるのか。そういった自治体ではどういう対策をされているのか。</p>
事務局	<p>近隣だと長岡京市と大山崎町がすでに導入している。その運用方法については、今は導入段階なので情報共有できていないが、今後、実際に運用していくに当たってはそういう先進自治体の情報も聞きながら考えたい。</p>
委員	<p>大きな問題だと思うので、しっかり調べていただいて、対応をお願いしたい。</p>
委員	<p>【学校給食費について】</p> <p>4月からの実施に当たって、文科省や府教委に対して、向日市として質問や意見は述べているのか。と言うのは、全国の自治体から文科省に対して給食費の値段が5,200円では間に合わないという問い合わせがあったり、無償化について様々な意見が寄せられている。本市ではどういう懸念があるのか、もし文科省に何か要望されていることがあればお答えいただきたい。</p>

事務局	<p>本市として直接国に意見をしているわけではないが、無償化については、京都市市長会を通じて意見はしているところ。5, 200円という金額も当初の報道では4, 700円という何年か前のアンケートを基にした平均の金額だったが、全国の自治体から意見があがって5, 200円に落ち着いた。来年度、本市は値上げをして月額5, 580円になって差額が380円出る。その分は、来年度は市が負担をするが、他の自治体でも5, 200円では足りないという自治体もあるので、令和9年度以降、金額を見直していただくよう意見をあげていきたい。</p>
委員	<p>ぜひお願いしたい。</p> <p>国から都道府県に対する支援の基準額と、都道府県から市町村への支援の基準額と対象経費、対象者数等が全国でバラつきがあるみたいで、そういう問題が懸念されている。最大の問題は、給食の質の向上をどう担保できるか。給食の質は今までとおりということでしょうか。</p>
事務局	<p>今回、質を維持する意味で値上げをするので、質が下がるようなことはない。そこはご安心いただきたい。</p>
委員	<p>小学校が無償化になって、次は中学校と考えるが、京都府内の中学校給食の無償化についてはどういう状況か。4月から実施する等聞いているか。全国では4都県が中学校も無償化となっている。北は青森、そして東京、関西はあまり見当たらないが、そういう流れが今後生まれてくると思う。中学校給食の無償化の要望はされるのか。</p>
事務局	<p>京都府内で中学校の給食無償化は、舞鶴市がされている。それ以外のところは、今把握できていない。中学校給食の無償化の要望だが、中学校は今回の負担軽減交付金の対象になっていないが、国においてもいずれはという話もある。そこは小学校と同様に、ナショナルミニマムとして、本市独自ですることは考えていないので、国で責任を持ってしていただきたいという要望をあげたい。</p>
委員	<p>義務教育費は無償というのが原則だが、やっとその一步に近づいたかなと思う。今回の予算額では向日市の一般会計予算の約10%程だが、引き続き義務教育費は無償に向かってどんどん進めてもらいたい。</p>
委員	<p>【修学旅行費について】</p> <p>義務教育費の無償化という点で言うと、修学旅行費の補助金が昔はあった。その時代の向日市はそんなに裕福でもなかったが、1人1万円で実施していた。それが5, 000円になり、いつの間か実施しなくなった。これから子どもの数が減っていくが、義務教育費の無償化に向かって是非取り組んでほしい思うのがいがかか。</p>

事務局	<p>修学旅行の補助金については、以前に補助金の見直しの中で廃止されたものだと思うが、現在、それについて検討はしていない。</p>
委員	<p>【市民温水プールについて】</p> <p>市民温水プールの整備事業について、再整備のコンセプトの中に「学校プールとしても活用し」ということで、永続的に利用できる施設ということがうたわれているが、現在、6つの小学校で使用していない学校はあるのか。</p>
事務局	<p>現在、使用していないプールはない。</p>
委員	<p>プールはどんどん老朽化しているので、改修せずに市民温水プールを使っていくと。将来的には全6つの小学校を市民温水プールとして活用するという考えか。</p>
事務局	<p>そのとおり。</p>
委員	<p>今回の債務負担行為が工事費で26億円が計上されている。実際に市民温水プールができて、年間維持費はどれぐらいかかるのか。</p>
事務局	<p>新しい市民温水プールの年間維持費はまだ算出していないが、参考までに旧市民温水プールの光熱水費の金額を申し上げる。「ゆめパレアむこう」として令和3年度の時点で4,900万円程度必要だったが、新しい市民温水プールは規模が縮小されることもあり、使用量は減少すると思われる。ただ、当時と比べて物価が上昇しているので、大幅に減るということは少し難しいと考える。</p>
委員	<p>規模が縮小しても物価高を考えるとあまり変わらないということ。現在6つの小学校でプール使用されているが、その年間維持費はいくらか。</p>
事務局	<p>今手持ち資料がないのですぐに回答できない。</p>
委員	<p>小学校の維持費と、いずれ市民温水プールに移管していくので、その維持費の費用対効果どれぐらいあるかを知りたかった。</p>
副委員長	<p>【学校給食費について②】</p> <p>主要事業の学校給食の保護者負担の軽減事業について、今、国で新年度予算が成立するのかもしれないか、暫定予算を組むかどうかの瀬戸際のような状況。そういう状況だが、4月から来年度の小学校の学校給食無償化は間違いなく実行されるということによろしいか。</p>

事務局	確かに国で5, 200円という金額の予算が通っていない状況。ただ、暫定予算にも組み込まれると聞いているので、おそらく成立する。予定とおり4月から小学校については、保護者から徴収しない形で考えている。
副委員長	予定とおりと実施してもらえるとということか。
事務局	4月から実施予定である。
副委員長	もしアクシデントで遅れるようなことがあったらどうするのか。
事務局	国が遡って支給するのか分からないが、負担軽減をと言っているのだから、そこは何かの補填はされると思いますし、されない場合は要望等をしなければならない。
副委員長	与野党一緒になって、学校給食の無償化は訴えてきて成立した事業であり、今回の無償化については幅広く保護者の方はもうご存じなので、どういう状況になろうと進めていただきたい。
委員	学校給食の話になったので、市の負担のことを教えていただきたい。主要事業では「小中学校の保護者負担軽減事業」という書き方で、事業費含めて2億円で一般財源は99万4,000円となっていて、私の理解では小学校の給食食材費は全額、国で負担していただけるのかなと思っていた。一方で、議員調査資料では「学校給食費の負担内訳」と書いてあって、小学校給食費は国負担8,800万円、府負担8,800万円、市負担が1,290万円とある。別に教職員の負担もあるだろうが、この市の負担というのは一体何なのか。
事務局	先ほども申し上げましたが、来年度値上げをして月額5,580円になるが、国から5,200円しか出ない。380円の差額が出る分は、物価高騰の重点支援交付金を活用させていただいて市が負担する。
委員	【給食の食材について】 学校給食で使用する米の仕入れ金額、数量について、金額は1kgあたり461円が安いと思ったが、向日市産（地元農家）の量が230kgと少ない。地元産はちょっとぐらい高くてもいいかと思ったら、逆に安い。これはどういうことか。また、もっと地元産を調達できないのか。
事務局	地元農家からの分は、第3向陽小学校で、田植え体験、稲刈り体験をさせていただいており、そこで採れたお米を購入しているため少量である。 金額については、米は基本的に学校給食会から購入しているが、価格の改定が12

	<p>月にあり、資料の上2つの金額は12月以降の価格である。地元農家からは購入時点の価格で購入をさせていただいている。11月まではその461円という金額であったため、金額に差が出ている。</p>
委員	<p>令和8年度以降も同じ取組をされるのか。また、京都府産などルールか何かあるか。給食会から購入しているのか。</p>
事務局	<p>地産地消を進めるという意味で、向日市で新米の時期に採れた分だけ購入。来年度以降も同じようにしていきたい。</p>
委員	<p>無洗米を購入しているが、洗米してない米ではどれくらい差があるのか。</p>
事務局	<p>無洗米は1kgあたりで705円で、無洗米でないものは687円である。</p>
委員	<p>金額の差は何か。調理で米を研ぐという作業とすぐに水を足して炊けるという作業の差はあるが、どのように捉えているのか。</p>
事務局	<p>小学校では無洗米を使用しており、中学校では無洗米でないものを使用している。設備面で、小学校には洗米する機械がなく、洗米に時間もかかるため、小学校では無洗米を使用している。中学校では、給食センターに機械があるため、無洗米でないものを使用している。当初、無洗米を導入したときに、確かに価格に差はあるが、実際は無洗米でないものを使用するときにも、洗米するとき若干量が減り、米が流出することもあり若干の差は減るのではないかとのことだった。設備の方の問題等もあり、小学校の方では無洗米を使用しているところである。</p>
委員	<p>今年の4月からの米の価格に変動はあるか。</p>
事務局	<p>学校給食会から購入してる米は、年1回、12月に改定があり、金額は次の11月までは一定である。</p>
委員	<p>現在の金額が令和8年度も入ってくる金額でいいのか。</p>
事務局	<p>そのとおりである。</p>
委員	<p>地元産の米461円について、これは農家の方が、納得している単価か。</p>
事務局	<p>他で売ったら高く売れるのかも分からないが、農家さんのご厚意とご協力で、学校給食会の値段と一緒にいいということで、その金額で購入させていただいている。</p>

委員	<p>地元の農家の方々が、さらに増やそうというお考えはないのか。</p>
事務局	<p>学校給食に入れていただくお米が増えるのはありがたいが、このお米は無洗米ではなく、洗米の手間暇も少しかかる。増やしていただけるのかどうか等は、農家さん等で相談させていただきたい。</p>
委員	<p>【デジタル教科書について】</p> <p>国の教育方針も含め学習指導要領に基づいて進められてきた中で、GIGAスクール、児童生徒に1人1台の端末という事業がされているが、タブレットが正式な教科書なのか、紙の教科書が正式な教科書なのか。紙を使わないと、字を書かなくなり、さらに最近はAIでちょっと尋ねたら何でも分かってくるので、ますます字を書かないという状況があるのではないかと。府教委は、この点についてどのような見解を持っているのか。また、向日市の教育でデジタル教育1本でこれから進んでいくのか。できれば、ちゃんと紙の教科書による授業とタブレットを使用してほしい。元々タブレットは補助的だと思っていたが、現在は主役になってきており、今後、紙とタブレットの両方を活用するハイブリッド授業が流行りそうだが、本市の今の実態を教えてください。</p>
事務局	<p>児童生徒が正式に使用しているのは基本的には紙の教科書である。ただし、文科省から実証実験として、小学校の算数にデジタル教科書や、中学校の数学・英語にデジタル教科書が配布されているため、それも活用している。学習については、それぞれ紙だけとかデジタルだけということではなく、紙をベースに、デジタルを効果的に授業で活用していくような方向で考えている。</p>
委員	<p>タブレットの使用割合を詳細に分からないか。低学年と高学年、小学校・中学校という、学年別の状況は分かるか。</p>
事務局	<p>低学年については、鉛筆を持ってノートに正しく書くということに力を入れている。高学年、中学校にかけて、タブレットを使う割合が増えているが、教科の特性によるところがあり、この学年だから何割ということではないと考えている。</p>
委員	<p>高学年になればなるほど、タブレットの使用が多いと思うが、タブレットに集中するあまり、子どもと子ども間の交流、関わり方が気になる。学校に来られてない子どもが増えている状況がある。その関連をどのように見ているのか。全国的な課題で、向日市だけではないが、タブレットを学校に導入した結果、不登校が増えたとも言えるのではないかと。そこを危惧している。「タブレット使えない子はもう学校行けない」ということについて、府教委から何か話はあるのか。</p>

事務局	<p>タブレットと不登校との関連については、現在、把握していない状況である。国や府からも特にそのことが原因で不登校の増加があるとは聞いていない。</p> <p>ただ、子どもたちによって習熟度や使い方の差はあるように思われる。得意な子・不得意な子がいるかなと思うが、それぞれが適宜使えるよう、機器の使い方のトレーニングや、授業中の活用や、情報モラルについて、各学校で学年に応じて指導を行っているところである。</p>
委員	<p>1人1台のタブレットはそれはそれでいいが、やはり紙を主体とした、あるいはそのハイブリッドで2つ合わせてちゃんとやるような方針をどこかで示されないと、適当にやってるような気がしてしまうので、きちんと方針がいないのではないかと。</p> <p>府教委の方に足を運んで幹部職員は、実態は困難であること、学校に来られない子を「学校に来られなくてもタブレットでちゃんと授業できてる」と言ってしまうばそれだけのことかもしれないが、その辺しっかり押さえて府に言ってほしいと思う。学校に来られていない子どもさんへの対応はどうしているか。増えた主な原因は分かるか。</p>
事務局	<p>不登校が増えたことについては様々な原因がある。発達特性、なかなか集団に馴染めない場合、学習がなかなか分かりにくい場合、友達との関わり、また保護者との家庭での問題等、これというような限定されたものはない。不登校の相談や、教育相談が増えているのは確かなのかなと感じている。しかし、何が原因で増えたかというのは一言では説明がつかない。</p>
委員	<p>明日は中学校の卒業式で、来週は小学校の卒業式だが、どういう思いを持って卒業されていくかという子どもの気持ちになって、そこに寄り添って教育委員会としても、全力上げて頑張っていたきたい。府教委に対しても、向日市の来年度4月からの教員配置は間違いのないよう、分厚くするというのを是非ご要望いただきたい。</p>
委員	<p>【栄養教諭・栄養士について】</p> <p>栄養教諭・栄養士の配置について。全小学校に1人ずつ配置されており、中学校は西ノ岡中学に1人、学校給食センターに1人とあるが、これは多分同じ人だと思われる。それ以外の勝山と寺戸はいないということは、1人の方が中学校全部を見ていると捉えていいのか。</p>
事務局	<p>中学校は、西ノ岡中学校に栄養教諭が1名、給食センターに市の職員の栄養士が1名いる。中学校の食育の指導等については、この2人で各中学校を回っている。</p>
委員	<p>国の政策では、「必ずしも1人配置をしなければならない」ということではないの</p>

事務局	<p>で、今の2人体制で新年度も募集はしないということか。</p> <p>栄養教諭の配置については、京都府では、センター方式なら「何人以上」という配置人数が決まっている。来年度についても、今と同じような形で考えている。</p>
委員	<p>【校務DXについて】</p> <p>新規事業の校務DX環境整備事業について、「ゼロトラストセキュリティの実装」というのはどういうことか、分かりやすく説明してほしい。</p>
事務局	<p>従来のセキュリティである、ファイアウォールという概念は、その中に端末があり、そのファイアウォールの外から入ってくる分については、大きな壁で守るが、一旦中に入られると、その中は全部安全という考えなので、中で感染が広がるような考え方である。</p> <p>一方、ゼロトラストという形は、端末も、その人も全て信用せずに、1つずつ認証していくという形である。例えば利用する人の認証であれば、顔認証であったりとか、パスワード認証などで、端末も認められた端末だけが入れるというような形のため、もし、1つ感染しても、その同じ中にいる他の端末などには影響しないというようなセキュリティの概念である。</p>
委員	<p>校務システムのクラウド化というのを導入すると、1つの学校だけでなく6つの小学校が、情報を共有できるようになるシステムなのか。例えば、向陽小学校の情報を第2向陽小学校、第3向陽小学校でも得られるのか。</p>
事務局	<p>市教委が持っている大きな権限の場合については、それぞれの学校についての閲覧はできるが、それぞれのコンピューターに権限があるため、教員がそれぞれ持つ分については、自分の学校であったり、教員の権限であったり校長は校長の権限であったり、教頭は教頭の権限であったり、という部分については、それぞれの権限に応じた閲覧ができるようになっている。</p>
委員	<p>権限はあっても、1つの学校だけでなく他の学校は情報でつながってるということか。</p>
事務局	<p>そのとおりである。共通の掲示板や共通の文書庫が存在しており、それぞれ情報がつながっており、共通のところに閲覧することができる。</p>
委員	<p>その掲示板にアクセスすると、向陽小学校の先生がいろんな事案で調べたいことがあった場合、向陽小学校以外の学校の先生に相談はできるのか。</p>

事務局	<p>メール機能等があるため、「この部分でお尋ねをしたい」とお互いに話すことができる。電話と違ってメールで記録が残るため、後から見た教員が、それを基に電話やメールで相談できるかと思われる。</p>
委員	<p>【不登校について】</p> <p>小学校は、30日以上欠席者と50日以上欠席者を合わせて63人で、中学校は90人である。そのうち90日以上、年間の半分近く不登校という子どもが、小中学校で半分以上の82人ということである。去年と比べてどういう水準なのか分からないが、非常に大きな課題である。</p> <p>向日市の場合は、小中学校に指定校による加配が3年間配置されて、校内教育支援センターの設置というのをおそらく全部の学校で運営したと思うが、今年度で指定がなくなるのか。今後必要で、運営していかなければいけないと思うが、京都府は加配人員的な保障についてどのような見込みなのか。また、それを踏まえて向日市はどのようにしようとしているのか。</p>
事務局	<p>各学校で工夫をしながら、不登校傾向のある子どもたちの居場所を別室に設け取り組んでいる。現状は、今の教員体制の中で工夫しながらということがベースで、加配のある学校は研究指定にあたっての学校である。京都府というか、文部科学省も学校の中で子どもたちの新たな居場所づくりについて、大きな方針として掲げているため、今後拡大されることを期待している。</p> <p>本市としては、教員ではないが、大学で臨床心理を学ぶ院生などを、少数ではあるが配置しながら、少しでも子どもたちの支援につながる取組を進めているところである。</p>
委員	<p>これまでの3年間の京都府からの研究指定の学校による加配はなくなるが、それに代わる教員の体制は府としてはとらず、その代わり、大学生院生などを配置してなんとかやっっていこうということか。</p>
事務局	<p>教員の配置については、府費負担教職員なので、市として強く要望していきたい。市としてできる範囲ということで、先ほどの院生の配置ということにも取り組んでいることをご理解いただきたい。</p>
委員	<p>事情は分かるが、この別室を利用したことで学校に行けるようになった子どもを知っている。そうした子どもたちに対して、今までと同じように、あるいは今まで以上に、支援が受けられるような体制を、どう保障するかというのは、向日市の教育委員会の責任だと思うがどうか。今までと同じような体制で支援をやっっていけるのか。それを学校の教員のやりくりでは、負担が増えて大変ではないか。何らかの形の措置は必要ないのか。</p>

事務局	<p>できるだけ子どもたちの体制が充実するということを望んでいることについては、何ら変わりはない。そのことについては強く府の教育委員会に要望を上げているところである。今年の人事でどれぐらい反映できるかについては、今後のことになる。</p>
委員	<p>京都府へ改めて要望してもらおうと共に、向日市の中でも、是非考えてほしい。検討いただきたいと要望する。</p> <p>学校に行けない子どもたちが、150人ぐらい、もう半分ぐらい行けない子どもが80人いる。こういう子どもたちが漏れなく、健康診断が受けられているのか。学校でなくてもかかりつけとか近くでも受けられているのか。健康は大事なので、健康診断をちゃんと受けて健康管理ができているのか、伺う。</p>
事務局	<p>学校では、健康診断を受けるという機会も一つ登校を促す良い機会になるので、機会がずれても、学校へ来て保健室だけでも入れるようにという取組は継続して行っている。ただし、全員が受けられているかということは、今手持ちに資料がないため、また調べさせていただきたい。</p>
委員	<p>おっしゃることは非常によく分かる。ただ結果的に1年、2年健康診断を受けずにそのままの状態だと非常にまずいと思うので、是非実態を聞きたいので調べてほしい。</p>
事務局	<p>【学校プール・市民温水プールについて】</p> <p>先ほどの質問の、学校プールの維持費について。具体的に拾うのが難しいのが、あり方検討会議の資料の中で、維持費としての光熱費等は、1年間で全ての小中学校で900万円ぐらいで試算している。</p>
委員	<p>6つの小学校で900万か。</p>
事務局	<p>6つの小学校と2つの中学校分である。</p>
委員	<p>2つの中学校は、市民温水プールを使う予定はあるのか。</p>
事務局	<p>現在、児童生徒数合わせて4,500人ぐらいで、その全てを新温水プールで受けることがなかなか難しい状況。まずは小学校から順次移行を検討している。</p>
委員	<p>2つの中学校のプールはいずれ劣化し修繕も必要となってくるが、修繕・改修を続けていくという考えか。</p>

安田副部長	<p>小学校に比べて、中学校のプールは比較的まだ新しいため、当面は修繕で対応したいと考えている。その後の対応については、今後の検討となる。</p>
委員	<p>一番最初の答弁では、全ての小中学校のプール授業を新温水プールでやっていく予定だと考えていると言われていたが、全校の小中学校が市民温水プールで授業というのは無理かなと思っていた。何十年も経ったら子どもの数も減るかもしれないが、現在のニーズで、他の民間プールも水泳授業に使用することを考えているか。</p>
事務局	<p>民間のプールも一つの選択肢であるかと思うが、まずは新市民温水プールで事業を始めてみて、今後検討していきたい。</p>
委員	<p>債務負担行為26億円が設定されており、結構高いなと思った。内容と金額の比較について。市民温水プールについては閉館されて随分経ち、開いてるうちに検討して建て替えるということで空白期間が空くということのを避けなければならなかったが、それについては向日市行政にも向日市議会にも非常に責任があると感じている。</p> <p>その上で、市民の皆様の様々な要望とアンケートを取った結果、半数以上の、特に子育て世帯の方が温水プールの存続を願われたということで、市の方は建て替えるという方針を含めて進んできた。</p> <p>市民温水プールのあり方検討会議を立ち上げて1年半ぐらい、私ほぼ全部傍聴に行ったが、本当に真剣に議論され、学校の授業にも使うということを加えて建て替えるということが決められ、仕様がまとめられたと思う。</p> <p>そのときのまとめと、今の温水プールの予定がそのとおりになっているのか。自習スペースとか図書スペース、マルシェができるスペース、多目的室、温浴設備、防災関連設備が要望にあり、全部は無理ということで、プール利用者以外も利用できる、用途を設定しないリースペースを設けるということでまとまった。出た図面を見たら、今までのプールと比べたら随分小さくなるんだなと感じた。こんなに小さくできるんだと思ひびっくりした。寸法が書いてないから分からないが、あり方検討会議から出された、プール利用者以外も利用できる、用途を設定しないスペースというのがこの多目的室になるのか。</p>
事務局	<p>はい。お見込みのとおり、多目的室がリースペースとして考えている。広さは、161㎡ほどと考えている。</p>
委員	<p>ここは利用者以外も自由に出入りができる構造になってるのか。</p>
事務局	<p>外につながる出入り口もあり、自由に出入りできるように考えている。</p>
委員	<p>今の161㎡もそうだが、さっきの寺戸公民館も、利用する市民の側から見て分か</p>

	<p>るように、せめて寸法とか広さとかは入れておいていただきたい。プールの建築面積はどのぐらいか。</p>
事務局	<p>建築面積は、約1,700㎡である。</p>
委員	<p>この26億円が妥当であるかを調べるために、ネットで色々調べたが、25mプール6レーンと幼児用プールを兼ね備えた市民温水プールで、付加機能はあまりないものであれば、妥当なところではないかという感触だった。しかし、ちょっと割高な気がするが、何か説明はあるか。</p>
事務局	<p>26億円は外構工事も含んでおり、プールの建物だけではなく周辺の整備も含んでいる。あと工事管理費が別途あり、割高に思われるかもしれないが、物価上昇のための上昇率等も掛け合わせて、限度額としてそのような額になっている。</p>
委員	<p>参考や比較した、他市のプールがもしあれば教えてほしい。</p>
事務局	<p>ここを参考にしたという特定のところは今のところない。</p>
委員	<p>プールの話。確かに4年前に、ちょうど今日のように非常に寒い冬に、プールの利用者の市民の皆さんが、5,000か6,000か、市に要望書を持って来られた。あれから4年経ってしまい、その間、あり方検討会の結果も出ているので、それを尊重したい。幼児プールは絶対いると要望にも書いてあった。市民からも、今後向日市の学校が市民プールを使うという構想で固めて建て替えが始まるという流れであった。だから、安くするとどこかが削られるのではないかという心配もある。昔の市長は「いるもんはいる。これは市民のためです。」と saying。そういう話を思い出す。市民プールは市民が使うもので、第一番。幼児プールも、障がい者の方も入れるプールもいる。みんなが使えるものを作るのが目的である。向日市は元々健康増進を図るまちで、一つは健康増進、それから体力増強、機能訓練。元々隣にある健康増進センターはその3つを目的に作られた。プールは結構定着していて、他市からもたくさん来てくれるぐらい人気上々の素晴らしいとみんな思っている。</p> <p>しっかりとした資料が一つ不足してたのではないか。これだけではちょっと分からない。本体工事、建物工事がいくらで、外構工事がいくらというのが、きちっと今後示さないと市民に説明ができない。その部分も残されているということを含んでほしい。市民プールはもうこれ以上遅らせてはならない。プール利用者の方が待っている。プールがもしできた場合で、今までとおりの人数が確保されるのか疑問である。これまでのプールはね、飛び込みもちょっとできるぐらいの大きさ。どれぐらいの許容人数になるか。例えば1年間で何人とか、大体1か月は何人とかいう予想も、あり方検討会では言われてなかったように思う。</p>

	<p>今後の25mプール6レーンでマックス何人ぐらい予想ができるか、もし分かったら教えてほしい。</p>
事務局	<p>旧市民温水プールの時は8レーンで、2レーン減ったが、許容人数がどのくらいかというのは、申し訳ないが今の段階ではまだ予想を作っていない。</p>
委員	<p>いつぐらい目処に出てくるのか。計画はしっかり作ってほしい。</p> <p>値段のこと言っただが、一生懸命いろんな方が参加して検討委員会でまとめられたことを尊重してほしい。ここに盛り込まれたのは、本当に最低限のことだと思う。一刻も早く実現させてほしい。感覚的にちょっと高いなと言っただけで根拠があるわけではないが、検討委員会の方々がまとめられた仕様で、プールを早く実現できるように頑張ってください。</p> <p>年配の方々が中心になって、寒い時にプールの前に立って一生懸命署名集められて、私も一部お手伝いさせてもらった。待たれなくて他のプールに行かれたり、もうやめたりした方もいらっしゃる。いざ使いますよとなったときに、望んでおられた方が一体何人利用できるのかなと思うと本当に悲しくなる。だけどそういう方々の努力で、幼児プールのついたプールがなんとか建設に着手できるような段階になったことは、これからの子育て世代のために市民の温水プールが存続できるとは非常に大切なことだと思う。そういうことを願っている。</p>
委員長	<p>他に質疑はないか。</p>
委員	<p>【向日庵について】</p> <p>運営整備事業942万円は、誰が何をするのか。来年度と来年度以降がどういう内容なのか説明してほしい。</p>
事務局	<p>運営整備費942万円の内訳について。まず文化財活用について、有識者の皆さんに集まっていただき、懇話会を作り話し合いを考えている。その委員の謝金が21万6,000円で、他、建物の耐震診断に858万円、その他機械警備や除草等建物管理に要する費用などを計上してトータルで942万円となっている。</p> <p>来年度、令和8年度については、まずは耐震診断を行う。耐震診断の結果により、どの程度工事が必要なのかが変わってくると思うので、再来年度については、整備の実施を進めていきたいと思っている。</p>
委員	<p>耐震診断だけで850万円、結構する。それで耐震診断の結果で、大規模な耐震補強しなければいけないとなったら、さらに次年度以降に予算を組んでやるということか。ここの運営というのはどこがやるのか。</p>

事務局	<p>耐震については様々な方法があるかと思う。今回計上した費用は、考えられるものの中ではマックスと考えており、今後もっと適した方法がないのか精査しながら実施をしていきたいと考えている。運営主体については、市が運営をすることと考えている。</p>
委員	<p>耐震診断とか耐震が必要であれば補強と、そういうものが終わって、市民にどういう形で開放されるのか。市民はどう利用できるのか。</p>
事務局	<p>建物の中に入るとなると、一定安全性を担保した状態の方が望ましいため、耐震診断が終わり、必要な耐震化工事が終わってからということになる。公開の方法とか、期間とか、そのような具体的なことについては、来年度立ち上げる有識者による懇話会の中で、文化財の保存と活用について、どのような方法が一番良いのかということをご意見をいただいた上で進めていきたい。</p>
委員	<p>今後の活用についてはその懇話会で意見を聞いて決めていくと。懇話会はどのような人が入るのか。</p>
事務局	<p>向日庵が今も研究が進められている学者一家の居宅だったというところでもあるため、文化財保護の観点というところも必要と思う。そのため、建築学や建物構造の専門家や、近代史研究をされている方などを想定している。また、近隣に方で向日庵と住環境について研究をされている方がいると聞いているので、そういった方を想定している。</p>
委員	<p>向日庵の保存を一生懸命取り組んでいた会の方も入っていただくということか。</p>
事務局	<p>お見込みのとおり。まだ決定したものはないので、明言することは先方のこともあるため話づらい部分はあるが、ちょっと調整していきたいと思っている。</p> <p>採決　－　（挙手多数）　－　（可決）</p>

議案第3号 令和8年度向日市一般会計予算（所管分 文教関係分）に関する付帯決議

○質疑

【議案第3号に関する付帯決議に対する質疑について】

副委員長

令和8年度一般会計予算、第2表債務負担行為において、令和8年度から令和年までの期間を設定し、26億円が新市民温水プール整備事業として予算計上されている。老朽化により維持管理が難しくなってきた市民温水プールについては、「向日市市民温水プールあり方検討会」が長きに渡る議論の上、令和6年8月に意見を求められ、議会にも報告をいただいた。その提言を踏まえ、既存施設を解体し、新たな市民温水プールを学校の授業でも活用をすることで、今後も必要と見込まれていた学校プールの改修費用を不要とし、市全体で見たときの財政負担を低減するとともに、既存施設より規模を縮小し、幅広い世代が永続的に使用できる市民温水プールとして整備することを決定されたと承知をしている。しかしながら今回の予算議案として提出をされた債務負担行為の26億円は、決して安いものではなく、また、他自治体では、規模は様々ではあるが、10億円から20億円程度の予算で同様の整備をされているとも聞く。あり方検討会議で提言された市の財政負担を軽減する内容からも、下記の意見を付して、令和8年度一般会計予算の附帯決議とする。

記1 実施設計の段階で、建物の高さ等を工夫する等、工事費を削減できるような設計とすること。

記2 向日市温水プールあり方検討会議の意向に沿うような財政負担軽減に努めること。

令和8年3月12日、提出者、福田正人。

委員

26億円を削減するよということだが、私もそんなかかるのかなという気がする。しかしながら今回の再整備のコンセプトは3つあり、幼児から高齢者までの利用に配慮する市民が利用できる施設であると。2つ目が学校プールとして活動するように、永続的に利用できる施設であると。3つ目がユニバーサルデザインや環境にも配慮すると。ここにお金がかかっているのではないか。あり方検討会議でも、市民も皆望んでおられるということで間違いない。安いに越したことはないわけで、わざわざ言うまでもないことだと私は思っている。したがって、提出者におかれては、どの部分が高いと言われるのか、建物が高いのか外構費が高いのか。どこが高いという評価に至ったのかお聞かせいただきたい。

副委員長

具体的な他市の例だが、最近だと大阪府箕面市が同じく温水プールを建設された。向日市と同じく25mで6レーン以上のプール、プールサイドも付いたものを作られた。シャワー室もトイレも、男女別の更衣室、歓談のスペース、事務所の共同エリア、更には駐車場駐輪場、植栽等の外構部分。そして、市が提示する施設整備費の設

	<p>計、管理、工事の合計の上限額は、少し前なので今は人件費等物価高騰で上がっているものの、箕面市は13億1,000万円弱で完成している。それから向日市のプールの規模だが1,700㎡と伺っているが、2022年に施行された北海道の温水プールがある。北海道なので土地の値段も全然違うが、当然向日市よりも土地が広いので、2,000㎡を超える土地になるが、DBO方式といって民間に建ててもらい民間に事業運営してもらおうと。こういう形でされて、いわゆる㎡の建設単価が48万4,000円で、かかった費用が1,000万円を切った。26億円を提示されたわけだが、どう見ても少し高いのではないか。そこまで市民又は学校の子どもたちが通うプールとして、そこまでのものがあるのかどうかということ。そして他市の例で挙げたが、本当にもっと少ない予算で7レーン以上のところもある。深さ1.1m歩行用のプールがあったり、介護予防の施設も作られていたり、幼児や小学校の低学年が安心して使えるジャグジーも付いている。こういった形でも最近の他市では14億円程度に落ちついている。それを考えると、向日市の温水プールに26億円、これはどうなのか。問い掛けをさせていただきたいということで、動議を出させていただいた。</p>
委員	<p>ここに書かれているように、実施設計の段階で工夫すれば何とかできる部分があるので、そこは見ていただくと。担当部局でも当然工夫されていくと考えているので、記1は賛成しますが、付帯動議まで出さなくてもいいという意見を持っているので、ご了承いただきたい。</p>
委員	<p>記1の「実施設計の段階で、建物の高さ等」というのは、天井の高さなのか、建物自体の高さなのか。天井を低くするという意味で書かれてるのか天辺までの意味なのか。</p>
副委員長	<p>すぐ横に健康増進センターがある。それと高さを合わせる形で検討されてるようで、その高さを下げることで暖房費も抑えられるとか、様々な経費が抑えられ、当然建設費用も少なくて済むと。確かに見た目はユニバーサルデザインも含めて良いものを提案をしていただいているわけだが、それよりも少し費用を下げて、使っていただく側のことをしっかり考えた内容、そういう意味で、屋根の高さを挙げた。</p>
委員	<p>提出者が考えることではないのかもしれないが、工事費を削減できるようなことはあるのか。26億円をもう少し抑えられるような工夫、何か方策があるのであれば。</p>
副委員長	<p>その辺のことについては、我々も存じ上げていない。</p>
委員	<p>設計の段階で安くしろと、何とか考えろと。</p>

副委員長	はい。
委員	<p>私もあり方検討会議は、ほぼ出席して、会議は非常に画期的だったと思っている。こちらも要望を出して、検討資料を直ちにホームページに公開されたり、みんなが検討できるようにしたりしていただいた。市民公募委員も6人程度参加されて、反対の意見もありながら議論していく中で、こういう方法でしていこう、できるだけ経費を抑えるために最小限の付帯設備にして、今のプールの半分程度の敷地面積にしよう。だから私としてはできるだけまとめられた内容で実現されるように、それを最優先していただきたい。できるだけ安くというのは、もちろんそうだが、ここに書かれているように、設計に関して議会の枠をはめることによって、仕様が落とされるようなことになってほしくない。26億円の債務負担行為の設定の仕方について私も、担当部局に意見を言ったが、26億円だから26億円で作るという考え方ではなくて、今後の物価上昇のこととか、建設費の高騰とか、そういうことを踏まえた上でのことだと信用していて、できるだけ価格を抑えるけれども、抑えるために努力したことを前提としながら、検討委員会でまとめた資料をしっかりと守って建設していただきたい。だから議会の方からこういう形で枠を嵌めるような形の決議を挙げるということはない。</p>
委員	<p>26億円という金額は、周辺のもが入っていると回答いただいたかと思うが、実際それが駐車場なのか何かであったりとかかわかったりするのかな。</p>
副委員長	<p>付帯設備等も含めてこの5、6年で10都市程度、他市のプールの建設状況を調べてもらった。様々なエリアでの建設状況を見て、本市が作る温水プールと駐車場や設備もほぼ同等、数年前なので物価や人件費等を例えば20%程度積み上げて考えても26億円には達しない。逆に、43億円かかったというところもあるのはある。しかしそれはもうレジャーランド程度のものでしたのでこれは別格として省いた。実際問題、他の地域で建設された温水プールの施設と比較して、後々、なぜ向日市はこんなに費用が掛かったのかと言われるような気がする。そういうところから今回の決議になるが、様々なことを検討した上で、26億は少し高いと判断をした。</p>
委員	<p>26億円は確かに巨額。JR向日町駅周辺整備の4分の3に当たる相当な金額。もっと減らせればと思うが、この附帯決議が出てきたばかりで、まだ当会派としてまとまった意見、結論が出ていないので、この委員会に関して、賛否は保留させていただきたい。本会議で態度を表明させていただきたい。</p> <p>採決 — (挙手少数) — (否決)</p>

決議案第1号

議案第3号 令和8年度向日市一般会計予算に対する
附帯決議

上記の決議を次のとおり提出する。

令和8年3月18日

提出者

向日市議会議員 天 野 俊 宏

〃 上 田 雅

〃 近 藤 宏 和

〃 冨 安 輝 雄

〃 福 田 正 人

〃 米 澤 知 紀

〃 和 島 一 行

議案第3号令和8年度向日市一般会計予算に対する附帯決議

「令和8年度向日市一般会計予算」第2表 債務負担行為において、令和8年度から令和10年度までの期間を設定し、26億円が「新市民温水プール整備事業」として予算計上されている。

老朽化により維持管理が難しくなってきた市民温水プールについては、「向日市民温水プールあり方検討会議」が長きにわたる議論のうえ、令和6年8月に意見をまとめられ、議会へも報告をいただいた。

その提言を踏まえ、市におかれては、既存施設を解体し、新たな市民温水プールを学校の授業でも活用することで今後必要と見込まれていた学校プールの改修費用を不要とし、市全体で見たときの財政負担を低減するとともに、既存施設より規模を縮小し、幅広い世代が永続的に使用できる市民温水プールとして整備することを決定されたと承知している。

しかしながら、今回、予算議案として提出された債務負担行為の額、26億円は、決して安いものではなく、また、他自治体では、規模は様々であるが、10億円から20億円程度の予算で同様の整備をされているとも聞く。

「あり方検討会議」で提言された、市の財政負担を軽減する内容からも、下記の意見を附して、令和8年度向日市一般会計予算の附帯決議とする。

記

- 1 実施設計の段階で、建物の高さ等を工夫するなど、工事費を削減できるような設計とすること。
- 2 「向日市民温水プールあり方検討会議」の意向に合うような財政負担軽減に努めること。

国登録有形文化財向日庵（旧寿岳家住宅）買上事業について

令和8年3月26日
文 教 課

1 事業名

(1) 事業年度

令和7年度

(2) 事業名

国登録有形文化財向日庵（旧寿岳家住宅）買上事業

(3) 事業目的

国登録有形文化財向日庵（旧寿岳家住宅）の保存・整備・活用をはじめ、文化財の保護、地域振興、観光振興を目的として、広く市民に公開するなど、幅広い活用を実施する

(4) 文化財の名称

①向日庵（旧寿岳家住宅）主屋

②向日庵（旧寿岳家住宅）門及び土留

2 取得異動等 年月日

令和8年2月25日

3 区分

行政財産

4 種目及び所在並びに面積等

(1) 土地 向日市上植野町浄徳10番1 342.13 m²

(2) 建物 向日市上植野町浄徳10番地1 1階120.66 m²、2階40.99 m²

※未登記建物約9.5 m²を含む

5 価格等

(1) 土地 82,795,460円

(2) 建物 寄附〔3,645,138円相当〕

※向日市上植野町浄徳10番1に所在する居宅1棟及び物置1棟並びに建物内の書籍、調度品及び樹木等一切(土地を除く)

6 総事業費、予算額、差額

総事業費 84,081,415円

予算額 89,000,000円

差額 △4,918,585円

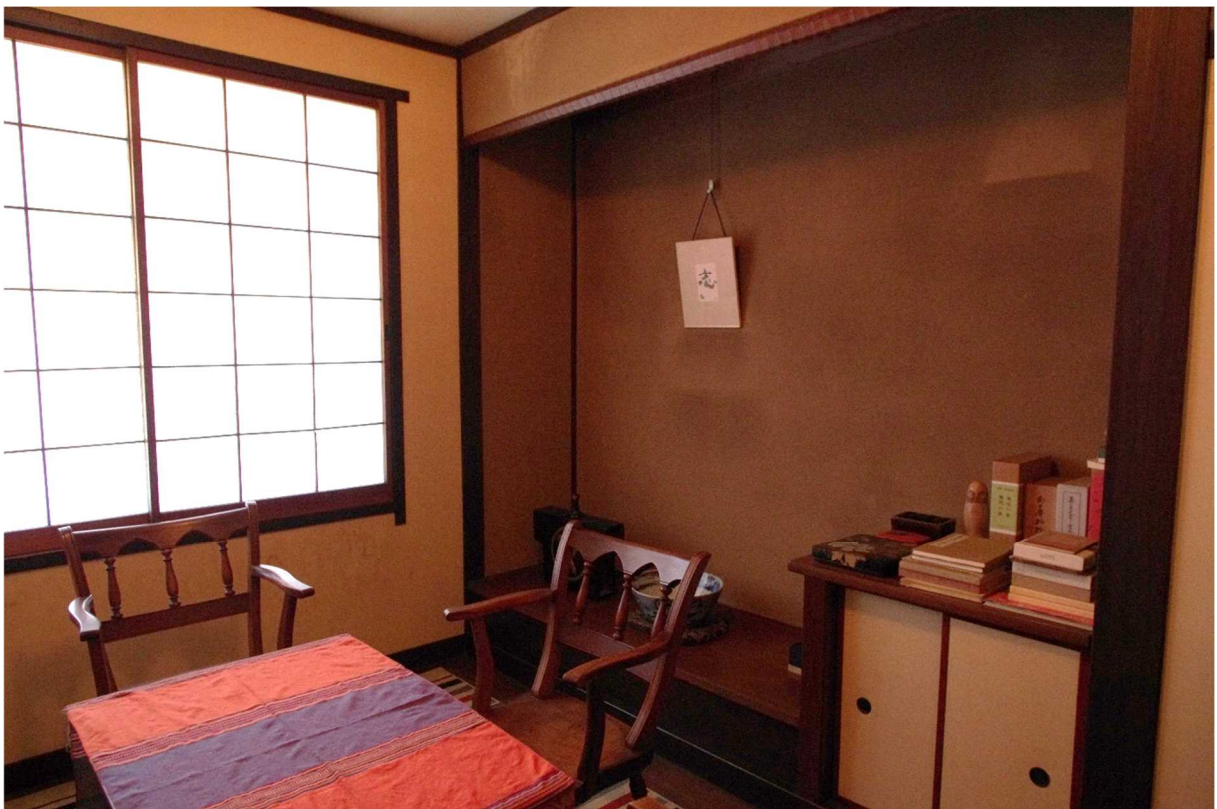
7 備考

令和8年度以降の管理は、文化資料館。

当面の間、現況有姿の維持に努める。その後、文化資料館が中心となり国登録有形文化財として適切に保存・整備し、活用を図る。



△向日庵（旧寿岳家住宅）外観全景（北西から）



△向日庵（旧寿岳家住宅）応接室

埋蔵文化財発掘調査現地説明会の開催について

令和8年3月26日
文教課

下記のとおり報告します。

記

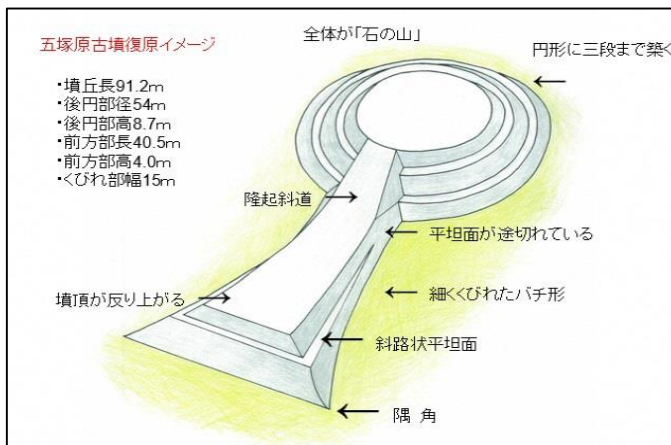
【五塚原古墳第11次調査】

- | | | |
|---|------|---|
| 1 | 調査地 | 寺戸町芝山1-1ほか |
| 2 | 調査期間 | 令和8年1月6日から令和8年3月31日まで |
| 3 | 調査機関 | 公益財団法人向日市埋蔵文化財センター |
| 4 | 調査目的 | 古墳の形状や遺物の確認 |
| 5 | 調査成果 | ①前方部西側で「斜路状平坦面」が墳丘の途中から現れる場所を特定した。
②後円部南西側の裾部形状を確認した。
③五塚原古墳の西側外周で古墳に付帯する土堤やくぼみの存在を明確にした。 |

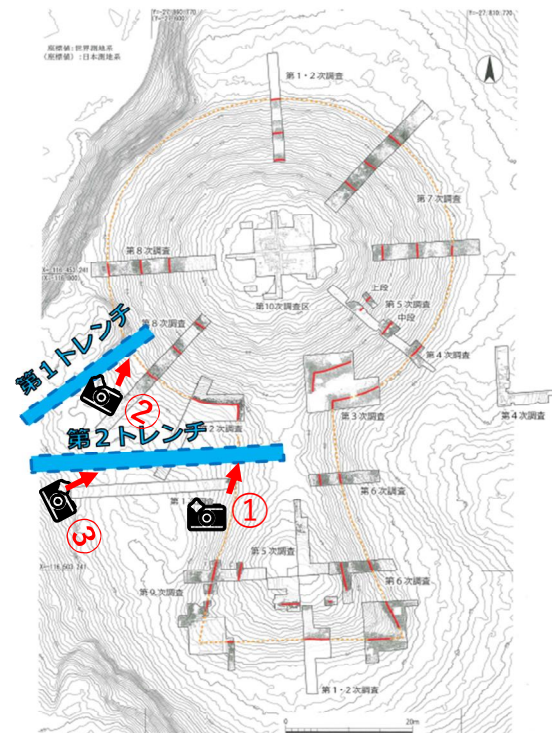
※箸墓古墳の墳丘で特徴的な段築構造である「斜路状平坦面」を共有する本墳で、その全容を発掘調査で明らかにすることができた。最古段階の前方後円墳の墳丘構造を解明するうえで、重要な調査成果となる。

【現地説明会】

令和8年3月28日(土)(午前10時から正午まで・午後1時から3時まで)
 ※説明は午前10時と午後1時の2回行う。
 ※小雨決行、ただし荒天の場合中止



【五塚原古墳復元イメージ図】



【調査トレンチ位置図】

【①斜路状平坦面検出状況】



【②後円部南西側裾部形状検出状況】



【③古墳に付帯する土堤やくぼみの検出状況】

